

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	平成29年3月1日
(第68期)	至	平成30年2月28日

株式会社ヨンドシーホールディングス

目 次

頁

第68期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【沿革】	4
3【事業の内容】	5
4【関係会社の状況】	7
5【従業員の状況】	8
第2【事業の状況】	9
1【業績等の概要】	9
2【仕入及び販売の状況】	10
3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	11
4【事業等のリスク】	14
5【経営上の重要な契約等】	15
6【研究開発活動】	15
7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	15
第3【設備の状況】	16
1【設備投資等の概要】	16
2【主要な設備の状況】	16
3【設備の新設、除却等の計画】	17
第4【提出会社の状況】	18
1【株式等の状況】	18
(1)【株式の総数等】	18
(2)【新株予約権等の状況】	19
(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	30
(4)【ライツプランの内容】	30
(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】	31
(6)【所有者別状況】	31
(7)【大株主の状況】	32
(8)【議決権の状況】	33
(9)【ストックオプション制度の内容】	34
(10)【従業員株式所有制度の内容】	42
2【自己株式の取得等の状況】	43
3【配当政策】	44
4【株価の推移】	44
5【役員の状況】	45
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】	49
第5【経理の状況】	57
1【連結財務諸表等】	58
(1)【連結財務諸表】	58
(2)【その他】	106

2 【財務諸表等】	107
(1) 【財務諸表】	107
(2) 【主な資産及び負債の内容】	116
(3) 【その他】	116
第6 【提出会社の株式事務の概要】	117
第7 【提出会社の参考情報】	118
1 【提出会社の親会社等の情報】	118
2 【その他の参考情報】	118
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	119

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年5月18日
【事業年度】	第68期（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）
【会社名】	株式会社ヨンドシーホールディングス
【英訳名】	YONDOSHI HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長・CEO 木村 祭 氏
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎二丁目19番10号
【電話番号】	(03)5719－3429
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務担当 西村 政彦
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎二丁目19番10号
【電話番号】	(03)5719－3429
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務担当 西村 政彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月	平成30年2月
売上高 (千円)	49,003,184	50,726,266	52,883,639	49,797,466	48,060,394
経常利益 (千円)	5,642,847	6,186,229	6,854,987	7,796,924	7,562,462
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	3,183,963	3,612,100	4,277,182	4,962,562	5,293,000
包括利益 (千円)	3,522,062	4,510,836	3,313,260	5,728,116	5,620,452
純資産額 (千円)	43,743,997	45,418,210	45,237,823	49,074,456	53,399,509
総資産額 (千円)	58,086,272	60,577,900	60,576,308	62,420,878	66,321,262
1株当たり純資産額 (円)	1,595.14	1,707.15	1,747.62	1,920.55	2,077.02
1株当たり当期純利益金額 (円)	116.42	133.90	163.22	193.38	207.09
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	116.26	133.69	162.92	193.13	206.80
自己資本比率 (%)	75.3	74.9	74.6	78.4	80.4
自己資本利益率 (%)	7.5	8.1	9.4	10.5	10.4
株価収益率 (倍)	13.5	14.9	15.2	13.2	13.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,185,207	4,329,603	5,319,822	4,964,266	5,427,241
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,389,299	△1,184,752	△545,390	△2,347,809	△3,023,759
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△823,924	△3,298,446	△3,739,409	△2,305,353	△1,665,519
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	4,093,415	3,952,933	4,985,844	5,288,219	6,026,174
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	1,933 (1,050)	1,996 (1,021)	2,050 (991)	1,862 (838)	1,860 (849)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 1株当たり情報の算定上の基礎となる1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた期中平均株式数は、4℃ホールディングスグループ従業員持株会専用信託口（以下、「従持信託」という。）が所有する当社株式を控除しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	平成26年 2 月	平成27年 2 月	平成28年 2 月	平成29年 2 月	平成30年 2 月
営業収益 (千円)	1, 651, 880	1, 990, 125	2, 076, 084	2, 272, 534	2, 517, 566
経常利益 (千円)	1, 071, 127	1, 381, 202	1, 492, 505	1, 587, 473	2, 070, 403
当期純利益 (千円)	906, 337	1, 131, 708	341, 873	1, 333, 375	1, 889, 431
資本金 (千円)	2, 486, 520	2, 486, 520	2, 486, 520	2, 486, 520	2, 486, 520
発行済株式総数 (千株)	29, 331	29, 331	29, 331	29, 331	29, 331
純資産額 (千円)	24, 392, 771	22, 625, 921	19, 117, 336	18, 560, 868	19, 223, 767
総資産額 (千円)	36, 790, 553	36, 163, 873	35, 752, 797	36, 760, 650	39, 383, 498
1 株当たり純資産額 (円)	854. 29	818. 07	716. 59	703. 29	726. 03
1 株当たり配当額 (円)	30. 00	32. 00	40. 00	50. 00	65. 00
(内、1 株当たり中間配当額) (円)	(12. 50)	(16. 00)	(20. 00)	(25. 00)	(32. 50)
1 株当たり当期純利益 (円)	31. 83	40. 26	12. 62	50. 51	71. 90
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	31. 79	40. 20	12. 60	50. 45	71. 80
自己資本比率 (%)	66. 2	62. 4	53. 3	50. 2	48. 6
自己資本利益率 (%)	3. 7	4. 8	1. 6	7. 1	10. 1
株価収益率 (倍)	49. 5	50. 1	196. 6	50. 5	37. 6
配当性向 (%)	94. 2	79. 5	316. 9	99. 0	90. 4
従業員数 (名)	33	23	15	12	15
(ほか、平均臨時雇用者数)	(一)	(3)	(1)	(1)	(1)

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 1 株当たり配当額については、第64期において特別配当 5 円を含んでおります。

3 提出会社の従業員数は、他社から当社への出向者及び他社との兼務者を含んでおります。

4 1 株当たり情報の算定上の基礎となる 1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び 1 株当たり当期純利益金額の算定に用いられた期中平均株式数は、従持信託が所有する当社株式を控除しております。

2 【沿革】

昭和25年 5 月	繊維製品の販売を目的として資本金200万円にて広島市稲荷町に十和織物㈱設立
昭和26年 2 月	商号を十和㈱に変更
昭和27年11月	本社を広島市京橋町に移転
昭和38年 3 月	広島衣料㈱を合併
昭和42年 9 月	子会社として㈱フジ設立（現・持分法適用関連会社）
昭和44年 5 月	本社を広島市宝町に移転
昭和47年12月	広島証券取引所に株式を上場
昭和50年 9 月	東京都に東京出張所開設（平成 3 年 5 月東京本社に改称）
昭和53年 8 月	広島市広島駅前に「駅前十和」開店
昭和55年 5 月	本社を広島市西区商工センターに移転
昭和61年 4 月	子会社として㈱エフ・ディ・シィ・プロダクツ設立（現・連結子会社）
昭和62年10月	㈱フジが広島証券取引所に株式を上場、持株の一部を売却したため連結子会社から持分法適用会社へ
平成 3 年 9 月	商号を㈱アスティに変更
平成12年 3 月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
平成12年10月	子会社である㈱エフ・ディ・シィ・プロダクツが東京証券取引所市場第二部に株式を上場
平成16年 8 月	子会社である㈱エフ・ディ・シィ・プロダクツが東京証券取引所市場第一部に指定替
平成18年 8 月	子会社である㈱エフ・ディ・シィ・プロダクツが株式交換により完全子会社となり東京証券取引所市場第一部の上場を廃止
平成18年 9 月	純粋持株会社へ移行し「㈱F & A アクアホールディングス」に商号変更、 本社を東京都渋谷区に移転 東京証券取引所市場第一部に指定替
平成23年 6 月	本社を東京都品川区に移転
平成25年 9 月	商号を㈱ヨンドシーホールディングスに変更

3【事業の内容】

当社グループは、(株)4℃ホールディングス（当社）及び子会社9社並びに関連会社1社で構成され、その主な事業内容は、「4℃」（ヨンドシー）ジュエリーを中心としたブランドSPA事業、ODMを中心としたアパレルメーカー事業、ホールセール事業、ディベロッパー事業及びリテール事業であります。

さらに、各事業に関する物流及び付帯するサービス業務等を行っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

グループの概要は以下のとおりであります。

連結子会社

(株)エフ・ディ・シィ・プロダクツ	ジュエリー、バッグ等の企画・製造・販売
(株)アスティ	衣料品、服飾品の企画・製造・販売等
(株)アージュ	衣料品、生活雑貨等の販売
(株)ハートフルアクア	物流、商品検品、ビジネスサポート等
(株)アロックス	物流業務の受託等
(株)アスコット	ベビー服等の企画・製造・販売
(株)エフ・ディ・シィ・フレンズ	ジュエリー、バッグ等の販売
上海亜古亜商贸有限公司	ジュエリーの販売等
AS' TY VIETNAM INC.	バッグ等の製造・加工・輸出及び販売

関連会社

(株)フジ（東証一部）	食料品、衣料品、日用品雑貨の販売
（注） (株)フジは持分法適用関連会社であります。	

セグメント別の概要は以下のとおりであります。

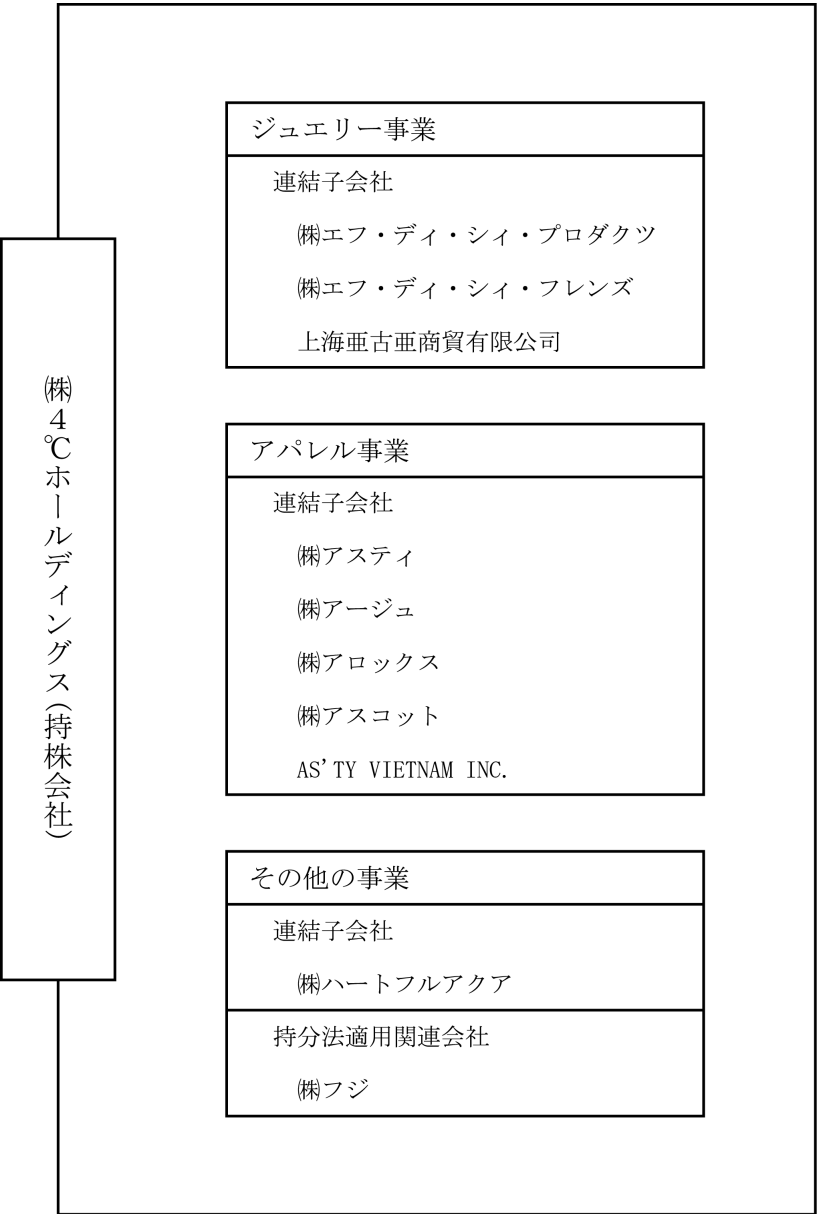
① ジュエリー事業

(株)エフ・ディ・シィ・プロダクツ及びその子会社は、主にジュエリーやバッグを中心とした商品群において、企画・製造・販売の一貫したブランドビジネスを展開しております。その主なブランドは「4℃」、「canal 4℃」（カナルヨンドシー）、「EAU DOUCE 4℃」（オデュースヨンドシー）、「Luria 4℃」（ルリアヨンドシー）等であります。

② アパレル事業

(株)アスティ及びその子会社は、アパレルやバッグを核に、中国やベトナム、バングラデシュ等の海外生産拠点を強みに企画提案力のあるメーカー機能やアパレル機能を有し、大手アパレル、専門店及びGMSを主たるマーケットに事業展開しております。(株)アージュは、婦人服、服飾雑貨及び実用衣料品を中心とするリテール事業を主として西日本で展開しております。

事業の系統図は、以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有及び 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱エフ・ディ・シー・ プロダクツ (注) 3	東京都品川区	400,000	ジュエリー事業	100.0	当社の役員が7名兼務しております。 資金提供されております。
㈱アスティ (注) 3	広島市西区	100,000	アパレル事業	100.0	当社の役員が2名兼務しております。 資金提供されております。
㈱アージュ	広島市西区	100,000	アパレル事業	100.0	当社の役員が2名兼務しております。 資金援助しております。
㈱ハートフルアクア	東京都品川区	9,000	全社 (共通)	100.0 (25.0)	資金提供されております。
㈱アロックス	広島市西区	35,750	アパレル事業	100.0 (100.0)	資金提供されております。
㈱アスコット	東京都品川区	50,000	アパレル事業	100.0 (100.0)	資金援助しております。
㈱エフ・ディ・シー・ フレンズ	東京都品川区	50,000	ジュエリー事業	100.0 (100.0)	当社の役員が5名兼務しております。 資金提供されております。
上海亜古亜商貿有限公司	中国上海市長寧区	2,100,000 U S ドル	ジュエリー事業	100.0	当社の役員が2名兼務しております。 資金援助しております。
AS' TY VIETNAM INC.	ベトナム ハイフォン シティ	1,340,000 U S ドル	アパレル事業	100.0 (100.0)	当社の役員が1名兼務しております。
(持分法適用関連会社) ㈱フジ (注) 4	愛媛県松山市	19,407,696	食料品・衣料品・ 日用雑貨等の販売	20.9 (20.9) 被所有12.3 (0.9)	—

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有割合であります。

3 特定子会社であります。

4 有価証券報告書の提出会社であります。

5 ㈱エフ・ディ・シー・プロダクツ、㈱アスティ及び㈱アージュについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(単位:千円)

	㈱エフ・ディ・シー・ プロダクツ	㈱アスティ	㈱アージュ
①売上高	30,845,764	8,886,610	8,668,820
②経常利益	5,456,052	454,339	280,252
③当期純利益	3,683,088	312,413	163,138
④純資産額	25,801,682	17,660,687	817,935
⑤総資産額	32,763,385	20,588,365	2,376,971

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数（名）	
ジュエリー事業	1,186	(202)
アパレル事業	656	(623)
全社（共通）	18	(24)
合計	1,860	(849)

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の連結会計年度平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成30年2月28日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
15 (1)	47.5	8.2	5,562

(注) 1 従業員数は就業人員であり、他社から当社への出向者及び他社との兼務者を含んでおります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 提出会社の従業員数は全てセグメントの「全社（共通）」に含まれるため、合計人数のみ記載しております。

4 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の事業年度平均雇用人員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、昭和49年に結成された労働組合があり、全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（U Aゼンセン）に加入しております。平成30年2月28日現在の組合員数は1,427名であります。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善により緩やかな回復基調となりましたが、海外においては不安定な政治動向や地政学リスクの高まり等懸念材料も多く、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

流通業界におきましては、個人消費に改善の兆しが見られるとともに、訪日外国人の消費も増加しておりますが、将来不安からくる節約志向は依然として継続しており、不安定な状況で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループは、第4次中期経営計画最終年度となる2017年度におきまして、「100年企業」、「100年ブランド」の実現に向けて「人材の育成」、「商品力の強化」、「マーケット動向の把握」に取り組んでまいりました。そして、信頼性の高い企業グループの構築に向けCSR経営を実践し、内部統制機能の強化、株主への利益還元、利益成長に繋がる中長期的投資等を実行することによって企業価値の向上に取り組んでまいりました。

その結果、当期の連結業績は、売上高480億60百万円（前年同期比3.5%減）、営業利益61億2百万円（前年同期比6.5%減）、経常利益75億62百万円（前年同期比3.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益52億93百万円（前年同期比6.7%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(ジュエリー事業)

ジュエリー事業を展開するエフ・ディ・シィ・プロダクツグループにおきましては、ブライダルジュエリーの回復に時間を要していることに加え、最大需要期である12月のクリスマス商戦も売上が計画を下回りました。

その結果、売上高309億80百万円（前年同期比6.6%減）、営業利益54億69百万円（前年同期比8.5%減）となりました。

(アパレル事業)

アパレル事業におきましては、アスティグループは、商品提案力と海外生産拠点を活かした主力得意先との取り組み強化が奏功いたしました。(株)アージュでは、主力のデリーファッション事業「パレット」の出店拡大を進めるとともに販促施策の強化に取り組み、好調に推移いたしました。

その結果、売上高170億79百万円（前年同期比2.7%増）、営業利益5億66百万円（前年同期比14.7%増）と前期を上回り好調に推移いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ7億37百万円増加し、当連結会計年度末には60億26百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果、資金の増加は54億27百万円（前連結会計年度比4億62百万円増）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益76億5百万円等による資金の増加によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果、資金の減少は30億23百万円（前連結会計年度比6億75百万円増）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出20億17百万円、有形固定資産の取得による支出11億78百万円等による資金の減少によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果、資金の減少は16億65百万円（前連結会計年度比6億39百万円減）となりました。これは主に、配当金の支払15億16百万円等による資金の減少によるものであります。

2 【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（％）
ジュエリー事業	9,375,853	△9.3
アパレル事業	11,521,559	0.1
合計	20,897,413	△4.3

（注） 1 上記金額は、仕入価格によっております。

2 上記金額には、消費税等を含めておりません。

(2) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（％）
ジュエリー事業	30,980,826	△6.6
アパレル事業	17,079,568	2.7
合計	48,060,394	△3.5

（注） 上記金額には、消費税等を含めておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、人間尊重の基本理念のもと、変革を恐れず、挑戦し続ける企業文化を大切にします。

そして、

「私達は、お客様に信頼される企業を目指します。」

「私達は、社員に夢を与える企業を目指します。」

「私達は、社会に貢献できる企業を目指します。」

「私達は、株主に期待される企業を目指します。」

を経営理念として掲げ、商品やサービスの提供を通して、人々の快適な生活づくりに貢献することを最大の使命と考えております。

また、顧客、社員、取引先、株主など私たちを取り巻く人々に対する責任を果たすため、一層の高収益企業を目指し、グループの結束力を一段と強化してまいります。

(2) 経営戦略

「100年企業」、「100年ブランド」の実現を目指す当社グループにとっては、コーポレートブランドである「4℃」が輝き続けることが重要であると捉えております。

2018年度よりスタートする第5次中期経営計画「挑戦と変革 Challenge and Change」では、中核となるジュエリー事業に対し積極的な人材補強を行い、経営の質を高めてまいります。そして、4℃のブランド価値向上に加え、次の成長を担う事業の開発、育成にも取り組んでまいります。

また、引き続き「人材の育成」、「商品力の強化」、「マーケット動向の把握」に取り組むとともに、信頼性の高い企業グループの構築に向け、CSR経営を実践し、内部統制機能の強化、株主への利益還元、利益成長に繋がる中長期的投資等を実行することにより、企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

(3) 目標とする経営指標

第5次中期経営計画では、グループ数値ビジョンとして連結売上高、営業利益、ROEについて数値目標を定め、収益性の向上、投資効率、資金の有効活用等を実現するため、事業戦略を組み立て、諸施策を実施しております。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

流通業界におきましては、将来不安からくる節約志向は依然として継続すると見込まれるなか、経営環境は厳しい状態で推移するものと思われます。

そのような状況のなか、当社グループは、市場の変化への対応力を強化するとともに、競争優位性を確立するため、以下の課題に取り組んでまいります。

①ジュエリー事業

「商品・販売・サービスの向上による既存店売上高の成長」、「情報技術力への対応力強化によるEC事業の拡大」、「海外戦略の再構築」により、更なる成長に向けた事業基盤の強化に取り組めます。

②アパレル事業

「ODMの企画提案力強化」、「関西地区ドミナント出店によるマーケット拡大」に取り組むことで、安定的かつ持続的な成長を推進してまいります。

③組織ビジョン

「グループ経営管理機能の強化」、「グループ人材育補強・育成の推進」、「ダイバーシティ経営の推進」により、企業の永続性に向けた強固な基盤を構築してまいります。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針について

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社株主の在り方に関し、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、i. 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値または当社株主の皆様ご共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、ii. 当社株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、iii. 当社に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要となる期間を与えることなく行われるもの、iv. 当社株主の皆様ごに対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、v. 買付けの条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の実現可能性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当なもの、vi. 当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会等の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値または当社株主の皆様ご共同の利益に反する重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値及び当社株主の皆様ご共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下、「支配株式」といいます。）の取得を目指す者及びそのグループ（以下、「買収者等」といいます。）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値または当社株主の皆様ご共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び当社株主の皆様ご共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

② 基本方針実現のための具体的な取り組みの概要

当社及び当社グループは、コーポレートメッセージとして、「当グループは、4℃ブランドを中心としたグローバルファッション創造企業として、お客様の一步先のニーズに応える、お客様の生活文化を向上させる企業であり続けます。」との理念を掲げています。

そして「人間尊重」の基本理念に基づく経営により、当社及び当社グループは、安定した事業基盤、健全な財務体質、そして高い管理能力を誇っています。

事業面においては、ジュエリー事業にて展開している「4℃」ジュエリーの高いブランド力が強みです。また、工場生産から店頭小売までの機能を有するジュエリーSPA事業は、顧客満足を実現できる優れた事業モデルとなっております。その他にもアパレルOEM、小売等の複数の事業モデルが存在し、幅広い市場に対応することができます。さらに、持株会社という組織形態は、経営資源の「選択と集中」の進展に有効に機能しています。

中核事業であるブランドビジネスにおいては、取扱商品群はもとよりデザイン、品質、接客力、店舗空間、広告宣伝等、ブランドを構成する全ての要素の統一感を保つことによって、ブランドの毀損を起こさないよう、お客様の信頼を裏切らない経営と、取引先との厚い信頼関係を企業価値の源泉の中核としております。また、小売事業においてもストアブランドの確立を目指し、マーケットの動向を把握しながら精度の高いマーチャンダイジング能力、バイイング能力、店舗開発及び店舗運営能力の向上を目指してまいります。加えて、アパレルメーカー機能においても、商品企画力と海外生産拠点を背景とした品質・コスト競争力に強みを持った提案を特徴としております。

また、財務面においては、高い収益性を誇るジュエリー事業を中心に安定的な利益成長を実現しております。加えて、ROEを重要な経営指標の一つと捉え、資本効率の改善に取り組んでおります。自己資本比率につきましても、高い水準で維持しており、財務の健全性を保っております。

さらに、組織面においては、当社は、内部統制機能の強化を重要な課題と捉え、真摯に取り組んでおります。また、当社は経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を導入し、取締役会が意思決定・監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担っております。これらに加えて、監査等委員会設置会社制度を採用し、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、内部統制を強化しつつ、中長期的な企業価値向上を図っております。さらには、持株会社である㈱ヨンドシーホールディングスの取締役または執行役員が、基本的に、各事業子会社の責任者を務めることにより、視野の広い意思決定を可能とし、かつ、経営者間のコミュニケーション密度を高め、グループ全体で、情報や課題を共有することで、グループ経営マネジメント力の強さと安定感を堅持しています。

もともと、これらの当社及び当社グループの企業価値の源泉は、短期に完成できるものではな

く、創業以来長年にわたり培ってまいりました有形無形の財産と、お取引様及びお客様との強い信頼関係や絆が、ビジネスを支え、また、信頼されるコーポレートブランドの確立への布石であることは論を俟ちません。

このように、当社及び当社グループは、その企業価値の源泉を維持し、経営をさらに進化させ、企業価値をより一層高めることによって、全てのステークホルダーから信頼される特色ある企業グループを目指して取り組んでおります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続にしたがって定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下、「例外事由該当者」と総称します。）によって経営方針の決定が支配されることに対し相当な措置を講じるため、平成28年5月19日開催の当社第66回定時株主総会の承認に基づき、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）について、本プランを継続導入することの承認を得ております。

本プランでは、大規模買付行為（当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得等がこれに該当します。）を行おうとし、または現に行っている者（以下、「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びこれに対する評価・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって例外事由該当者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとしています。また、本プランにおいては、独立委員会による勧告を経たうえで、例外事由該当者に対する対抗措置として新株予約権の無償割当て等を行うことが定められております。

④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い者のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 原材料価格高騰リスクについて

当社グループの主力商品であるジュエリーの主原材料はプラチナ等であり、国際市場商品であるため、流通価格及び為替市場の変動による高騰を販売価格に完全に転嫁できない可能性があります。

(2) 衣料消費の動向や気象条件によるリスクについて

当社グループは、衣料品売上を国内の専門店や量販店の売上に依存しており、個人消費、衣料消費の動向に左右されることが考えられます。また、冷夏、暖冬等の気象条件が市場動向を大きく左右し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替リスクについて

当社グループにおける海外生産商品については、現地工場との直取引のウエイトが上がってきております。これの決済通貨はU S ドルが主体となっており、円貨の対U S ドルレートの変動によっては経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) ブランドの競合によるリスクについて

エフ・ディ・シィ・プロダクツグループの主力商品であるジュエリー、バッグ等のファッション商品は、海外ブランドも含め多くの競合ブランドが存在しています。オリジナリティのある、高品質な商品とサービスの提供に全力を傾注してまいりますが、予測しえない競合状況が発生し、ブランド競争力が低下した場合、またブランドイメージが毀損された場合には、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) カントリーリスクについて

当社グループでは、海外一貫管理体制の構築に向けて、中国やベトナム、バングラデシュ等、海外生産拠点の充実・強化に取り組んでおります。また、エフ・ディ・シィ・プロダクツグループにおきましても、中国に店舗を設けております。しかしながら、これらの海外拠点において、政治・経済情勢の悪化、政変、治安の悪化、テロ・戦争等の発生により生産活動や販売業務に問題が生じた場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害・事故によるリスクについて

当社グループの小売店舗及び不動産施設は日本国内に所在し、事業展開を行っております。大地震等予測し得ない自然災害が発生した場合、当社グループの店舗及びその他の不動産施設に物理的に損害が生じ、当社グループの仕入活動や流通・販売活動が阻害され、その結果、当社グループの事業に支障が生じる可能性があります。また、当社グループの供給業者若しくは仕入・流通ネットワークに影響する何らかの事故が発生した場合も同様に、当社グループの事業に支障が生じ、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 個人情報流出等のリスクについて

当社グループは、プライバシーポリシー、特定個人情報取扱規程、個人情報管理規程、個人情報取扱細則等を策定し、コンプライアンスの重要性を含めて全社員に教育を実施するとともに、システムセキュリティについてもレベルアップを行いました。しかしながら、以上のような対策を講じたにもかかわらず、個人情報の流出等の重大なトラブルが発生した場合には、当社グループへの損害賠償請求や信用の低下等により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

① 流動資産

当連結会計年度末における流動資産の残高195億46百万円となり、前連結会計年度末に比べ9億82百万円増加となりました。これは主に、商品及び製品が8億78百万円増加したこと等によるものであります。

② 固定資産

当連結会計年度末における固定資産の残高は467億74百万円となり、前連結会計年度末に比べ29億17百万円増加となりました。これは主に、投資有価証券が35億20百万円増加したものの、のれんが4億96百万円減少したこと等によるものであります。

③ 流動負債

当連結会計年度末における流動負債の残高は80億38百万円となり、前連結会計年度末に比べ6億53百万円減少となりました。これは主に、未払法人税等が2億85百万円減少したこと等によるものであります。

④ 固定負債

当連結会計年度末における固定負債の残高は48億82百万円となり、前連結会計年度末に比べ2億28百万円増加となりました。これは主に、繰延税金負債が3億60百万円増加したものの、長期借入金が1億1百万円減少したこと等によるものであります。

⑤ 純資産

当連結会計年度末における純資産は533億99百万円となり、前連結会計年度末に比べ43億25百万円増加いたしました。これは主に、利益剰余金が37億76百万円増加したこと等によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(3) 経営成績の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、総額12億30百万円の設備投資を実施しております。

セグメント別には、ジュエリー事業4億73百万円、アパレル事業7億28百万円であります。その主なものは、ジュエリー事業における店舗の出店、改装によるもの及びアパレル事業の㈱アスティ所有の賃貸用不動産の改装によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

特記すべき事項はありません。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
㈱エフ・ディ・ シー・プロダクツ	本社 (東京都品川区)	ジュエリー事業	事務所	552,160	1,803,739 (1,059.10)	63,093	2,418,993	200
㈱エフ・ディ・ シー・プロダクツ	旧本社（賃貸） (東京都渋谷区)	ジュエリー事業	店舗・事務所	100,917 <100,917>	347,024 <347,024> (440.19)	—	447,941 <447,941>	—
㈱エフ・ディ・ シー・プロダクツ	4℃プライダル池袋店 (東京都豊島区)	ジュエリー事業	店舗	45,769	— (—)	10,372	56,141	4
㈱エフ・ディ・ シー・プロダクツ	4℃プライダル銀座本店 (東京都中央区)	ジュエリー事業	店舗	37,059	— (—)	11,691	48,750	16
㈱アスティ	本社 (広島市西区)	アパレル事業	店舗・事務所 倉庫・駐車場	614,762	719,844 (11,929.4)	66,688	1,401,295	55
㈱アスティ	アスティ広島京橋ビル (広島市南区)	アパレル事業	事務所・倉庫 駐車場	1,433,450 <1,433,450>	718,772 <718,772> (1,315.52)	10,870 <10,870>	2,163,093 <2,163,093>	—
㈱アスティ	フジ広島店 (広島市中区)	アパレル事業	店舗・事務所 倉庫・駐車場	698 <698>	772,120 <772,120> (15,290.01)	— <—>	772,819 <772,819>	—
㈱アスティ	フジ新居浜店 (愛媛県新居浜市)	アパレル事業	店舗・事務所 倉庫・駐車場	427,117 <427,117>	150,158 <150,158> (14,024.68)	— <—>	577,275 <577,275>	—

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、リース資産であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2 上記中<内書>は連結子会社以外への賃貸設備であります。

3 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (東京都品川区)	ジュエリー事業	生産管理システム他	16,180	20,207

(3) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (名)
				建物及び 構築物	その他	合計	
AS' TY VIETNAM INC.	ベトナム ハイフォンシティ	アパレル事業	バッグ等の製造工場	52,838	9,144	61,983	383

(注) 帳簿価額のうち「その他」は機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品等であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） （平成30年2月28日）	提出日現在 発行数（株） （平成30年5月18日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,331,356	29,331,356	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数100株であります。
計	29,331,356	29,331,356	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

平成25年6月12日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第5回新株予約権

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数 (個)	308 (注) 1	289 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	30,800 (注) 1	28,900 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1,641 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成27年7月13日～ 平成30年7月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,641 資本組入額 821	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他取締役会が認める正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成26年7月24日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第6回新株予約権

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数 (個)	71 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	7,100 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	2,366 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月22日～ 平成31年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,366 資本組入額 1,183	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 第7回新株予約権

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数 (個)	129 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	12,900 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	2,366 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月22日～ 平成31年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,366 資本組入額 1,183	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成27年7月6日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第8回新株予約権

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数 (個)	926 (注) 1	923 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	92,600 (注) 1	92,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	2,945 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成29年8月21日～ 平成32年8月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,945 資本組入額 1,473	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成28年6月8日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第9回新株予約権

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	270(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000(注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,362(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成30年7月15日～ 平成33年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,362 資本組入額 1,181	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 第10回新株予約権

	事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	247(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,700(注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,362(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成30年7月15日～ 平成33年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,362 資本組入額 1,181	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月19日 (注)	△1,000,000	29,331,356	—	2,486,520	—	14,838,777

(注) 平成23年4月19日付の自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成30年2月28日現在

平成30年2月25日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	38	22	228	120	7	9,127	9,542	－
所有株式数 （単元）	－	92,368	3,563	63,353	28,371	6	105,171	292,832	48,156
所有株式数 の割合（％）	－	31.54	1.22	21.63	9.69	0.00	35.92	100.00	－

(注) 1 自己株式2,890,519株は、「個人その他」に28,905単元及び「単元未満株式の状況」に19株含めて記載しております。

2 証券保管振替機構名義の株式は、「その他の法人」に5単元、「単元未満株式の状況」に58株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成30年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(株)フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	3,025	10.31
(株)広島銀行（常任代理人資産管理サービス信託銀行(株)）	広島市中区紙屋町一丁目3番8号（東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟）	1,314	4.48
第一生命保険(株)（常任代理人資産管理サービス信託銀行(株)）	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号（東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟）	1,254	4.28
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	862	2.94
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY（常任代理人香港上海銀行東京支店）	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111（東京都中央区日本橋3丁目11番1号）	822	2.80
4℃ホールディングスグループ共栄会	東京都品川区上大崎二丁目19番10号	791	2.70
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	781	2.66
(株)伊予銀行（常任代理人資産管理サービス信託銀行(株)）	愛媛県松山市南堀端町1番地（東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟）	739	2.52
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	654	2.23
(株)もみじ銀行（常任代理人日本マスタートラスト信託銀行(株)）	広島市中区胡町1番24号（東京都港区浜松町2丁目11番3号）	477	1.63
計	—	10,723	36.56

(注) 1 4℃ホールディングスグループ共栄会は、当社の子会社と密接な取引関係にある取引先によって結成されている任意の団体であります。

2 上記のほか当社所有の自己株式2,890千株（9.85%）があります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,890,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 26,392,700	263,927	—
単元未満株式	普通株式 48,156	—	—
発行済株式総数	29,331,356	—	—
総株主の議決権	—	263,927	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が558株(議決権5個)、ならびに信託型従業員持株インセンティブ・プラン制度の信託財産として、野村信託銀行(株) (従持信託) が所有している当社株式100,600株(議決権1,006個)が含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が58株及び当社保有の自己株式19株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) (株) ヨンドシー ホールディングス	東京都品川区上大崎 二丁目19番10号	2,890,500	—	2,890,500	9.85
計	—	2,890,500	—	2,890,500	9.85

(注) 上記のほか、信託型従業員持株インセンティブ・プラン制度の信託財産として、野村信託銀行(株) (従持信託) が所有している当社株式100,600株を、自己株式として表示しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成25年 6 月12日取締役会決議)

決議年月日	平成25年 6 月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3 名 当社子会社従業員 343名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	合計120,000株を上限とする。(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1,641円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成27年 7 月13日～平成30年 7 月12日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他取締役会が認める正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成26年 7 月24日取締役会決議)

決議年月日	平成26年 7 月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社子会社取締役 21名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	合計61,500株を上限とする。(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	2,366円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成28年 8 月22日～平成31年 8 月21日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成27年 7 月 6 日取締役会決議)

決議年月日	平成27年 7 月 6 日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5 名 当社子会社従業員 604名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	合計102,000株を上限とする。(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	2,945円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成29年 8 月21日～平成32年 8 月20日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成28年 6 月 8 日取締役会決議)

決議年月日	平成28年 6 月 8 日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（監査等委員である取締役を除く） 6 名 当社子会社取締役 20名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	合計51,700株を上限とする。（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額	2,362円（注） 2
新株予約権の行使期間	平成30年 7 月15日～平成33年 7 月14日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社の取締役又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 3

（注） 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

① 従業員株式所有制度の概要

当社の導入する信託型従業員持株インセンティブ・プランは4℃ホールディングスグループ従業員持株会（以下、「本持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。信託型従業員持株インセンティブ・プランでは、野村信託銀行㈱（従持信託）が、従業員持株会専用信託（以下、「本信託」という。）の設定後5年間にわたり本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、借入金を原資として取得します。当該借入は、貸付人を㈱広島銀行東京支店、借入人を野村信託銀行㈱（従持信託）、保証人を当社とする三者間で締結される責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づいて行われます。また、野村信託銀行㈱（従持信託）が取得した当社株式は、本持株会と締結される株式注文に関する覚書に基づき、信託期間（5年）において、毎月、当社株式を本持株会に対してその時々々の時価で売り付けることになっています。野村信託銀行㈱（従持信託）は、当該売り付けられる当社株式の売却代金として、本持株会の会員からの給与等天引きによって拠出される金銭を本持株会から受取り、当該売却代金を㈱広島銀行東京支店からの借入金の返済及び金利の支払いに充当します。本信託の終了後、本信託の信託財産に属する金銭から、本信託に係る信託費用や未払の借入元利金などを支払い、残余の金銭が存在する場合は、当該金銭を、本信託契約で定める受益者適格要件を満たす従業員に分配します。当該分配については、受託者である野村信託銀行㈱と当社が事務委託契約を締結しており、当該契約に基づき従業員に金銭の分配を行いません。なお、借入金が完済できない場合は、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき保証人である当社が保証履行します。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使については、信託管理人又は受益者代理人が本信託の受託者である野村信託銀行㈱に対して指図を行い、本信託の受託者は、かかる指図に従って、当該権利の保全及び行使を行います。信託管理人及び受益者代理人は、本信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに従います。なお、信託管理人は、本持株会理事が就任します。

② 従業員等持株会に取得させる予定の株式の総数

199千株

③ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

本信託契約で定める受益者確定手続開始日において生存し、かつ、本持株会に加入している者としします。（但し、平成27年7月28日以降受益者確定手続開始日までに定年退職、転籍又は役員への昇格によって本持株会を退会した者を含みます。）なお、受益確定手続開始日において、当社グループの役員または従業員として在籍していない者については、所定の書類を、信託管理人を通じて受託者たる野村信託銀行㈱に送付することによって受益の意思表示を行った者を受益者としします。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	180	510,968
当期間における取得自己株式	41	104,468

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数を含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の 総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の 総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注) 1	78,500	157,381,057	1,600	3,207,817
保有自己株式数	2,890,519	—	2,888,960	—

(注) 1 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数78,500株、処分価額の総額157,381,057円)であります。

2 当期間における保有自己株式数には、平成30年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数を含めておりません。

3【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、利益配分に関する基本方針として安定的・継続的な配当と、機動的な自社株式の取得を実施すること等による利益還元の水準向上を掲げております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第4次中期経営計画においては、配当性向を中期的、段階的に30%まで引き上げる方針を掲げてまいりました。この方針に基づき、当期末の配当につきましては、1株当たり32円50銭とさせていただきます。当中間期末の配当（1株当たり32円50銭）と合わせまして、通期では65円となり、配当性向30%を実現いたしました。

次期よりスタートする第5次中期経営計画では、連続増配へのこだわりを堅持するとともに配当性向30%以上を維持することで、株主還元の水準向上に努めてまいります。

これをふまえ、次期の配当につきましては、中間、期末ともに37円50銭の年間75円、8期連続の増配を予定しております。

また、今後の事業展開に備えてグループ収益力の向上と経営基盤の強化に努め、将来にわたり株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。内部留保につきましては、一段と激化する企業間競争に耐えうる経営体質の強化と、新規事業の開発、M&A等の事業展開に備えてまいります。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たりの配当額（円）
平成29年10月10日 取締役会決議	857,549	32.5
平成30年5月17日 定時株主総会決議	859,327	32.5

※ 平成29年10月10日取締役会決議の配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,744千円、平成30年5月17日定時株主総会決議の配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,269千円を含めて表示しております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月	平成30年2月
最高（円）	2,059	2,460	3,080	2,896	3,250
最低（円）	1,007	1,520	1,701	1,901	2,435

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年9月	10月	11月	12月	平成30年1月	2月
最高（円）	3,250	3,230	3,155	3,180	3,045	2,883
最低（円）	3,005	2,950	2,875	2,898	2,730	2,576

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性 12名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 一%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
代表取締役 会長・CEO		木 村 祭 氏	昭和26年9月11日	昭和49年4月 平成4年3月 平成4年5月 平成6年3月 平成8年3月 平成12年3月 平成13年5月 平成16年3月 平成18年9月 平成19年3月 平成25年3月 平成30年3月	当社入社 当社T-WORD事業部長 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社代表取締役専務 (株)アージュ代表取締役社長 当社代表取締役副社長 (株)アスティ代表取締役副社長 当社代表取締役社長 (株)アスティ代表取締役社長 (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役会長 当社代表取締役会長 (株)アスティ代表取締役会長(現) 当社代表取締役会長・CEO(現) (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役会長・CEO(現)	(注) 1	53
取締役副会長 ・CSO		伊原木 一朗	昭和47年4月10日	平成7年4月 平成28年3月 平成28年5月 平成28年5月 平成30年5月	三菱商事(株)入社 (株)天満屋入社 同社代表取締役社長 (株)天満屋ストア代表取締役会長 当社取締役副会長・CSO(現)	(注) 1	—
代表取締役 社長・COO		瀧 口 昭 弘	昭和41年5月26日	平成元年4月 平成18年3月 平成23年3月 平成23年5月 平成25年3月 平成27年3月 平成28年3月 平成30年3月	(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 入社 同社ジュエリー事業部長 同社常務取締役 当社取締役 当社常務取締役 当社常務取締役執行役員 (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 専務取締役執行役員 当社専務取締役執行役員 当社代表取締役社長・COO(現) (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 代表取締役社長・COO(現)	(注) 1	26
取締役常務 執行役員	(株)エフ・ ディ・シー・ プロダクツ 担当	久留米 俊文	昭和37年9月8日	昭和61年4月 平成21年3月 平成23年3月 平成25年5月 平成26年3月 平成27年3月 平成28年3月 平成30年3月	当社入社 (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 商品第一部長 同社取締役 当社取締役 当社営業部長 当社取締役執行役員 (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 常務取締役執行役員 当社常務取締役執行役員 当社取締役常務執行役員エフ・ディ・ シー・プロダクツ担当(現) (株)エフ・ディ・シー・プロダクツ 取締役常務執行役員(現)	(注) 1	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
取締役 執行役員	㈱エフ・ ディ・シィ・ プロダクツ 担当部長	岡 藤 一 朗	昭和39年 9 月12日	昭和62年 4 月 平成18年 3 月 平成23年 5 月 平成27年 5 月 平成28年 3 月 平成30年 3 月 平成30年 5 月	当社入社 当社アパレル一部長 ㈱三鈴代表取締役社長 当社執行役員三鈴担当 ㈱アスティ代表取締役社長 当社執行役員アスティ担当 当社執行役員エフ・ディ・シィ・プロ ダクツ担当部長 ㈱エフ・ディ・シィ・プロダクツ取締 役常務執行役員(現) 当社取締役執行役員エフ・ディ・シ ィ・プロダクツ担当部長(現)	(注) 1	10
取締役 執行役員	財務担当	西 村 政 彦	昭和37年 5 月11日	昭和60年 4 月 平成17年 3 月 平成20年 5 月 平成21年 3 月 平成25年 3 月 平成27年 3 月	当社入社 当社財務部長(現) 当社取締役 ㈱エフ・ディ・シィ・プロダクツ 監査役 当社業務部長 当社取締役執行役員(現) ㈱エフ・ディ・シィ・プロダクツ 取締役執行役員(現)	(注) 1	20
取締役 相談役		鈴 木 秀 典	昭和30年 6 月16日	昭和54年 4 月 平成21年 3 月 平成21年 5 月 平成23年 3 月 平成25年 3 月 平成28年 3 月 平成30年 3 月	当社入社 当社営業部長 当社取締役 当社常務取締役 ㈱エフ・ディ・シィ・プロダクツ 専務取締役 当社代表取締役社長 ㈱エフ・ディ・シィ・プロダクツ 代表取締役社長 ㈱エフ・ディ・シィ・フレンズ代表取締 役会長(現) 当社取締役相談役(現)	(注) 1	38
取締役		佐 藤 充 孝	昭和23年10月 3 日	昭和46年 4 月 平成12年10月 平成13年 5 月 平成13年 6 月 平成18年 6 月 平成29年 4 月 平成29年 6 月 平成30年 5 月	㈱三井銀行(現 ㈱三井住友銀行)入社 ㈱さくら銀行(現 ㈱三井住友銀行) 神田法人営業第一部長 ㈱共立メンテナンス入社首都圏本部付 部長 同社取締役 同社代表取締役社長 同社取締役相談役 同社相談役 当社取締役(現)	(注) 1	—
取締役 (監査等委員) (常勤)		岩 森 真 彦	昭和32年12月 4 日	昭和60年 7 月 平成21年 3 月 平成21年 5 月 平成23年 3 月 平成27年 3 月 平成28年 3 月 平成28年 5 月	当社入社 当社経営企画部長 当社取締役 当社常務取締役 ㈱エフ・ディ・シィ・プロダクツ 常務取締役 当社常務取締役執行役員 ㈱エフ・ディ・シィ・プロダクツ 常務取締役執行役員 ㈱エフ・ディ・シィ・プロダクツ 監査役(現) 当社取締役(監査等委員)(現)	(注) 2	8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)		神 垣 清 水	昭和20年7月1日	昭和48年4月 平成12年10月 平成15年9月 平成16年12月 平成17年8月 平成19年7月 平成24年7月 平成25年6月 平成26年6月 平成27年4月 平成27年5月 平成27年6月	東京地方検察庁検事 那覇地方検察庁検事正 最高検察庁総務部長 千葉地方検察庁検事正 横浜地方検察庁検事正 公正取引委員会委員 日比谷総合法律事務所 弁護士(現) 三菱食品㈱社外監査役(現) アルフレッサホールディングス㈱ 社外監査役(現) 公益財団法人ベルマーク 教育助成財団理事(現) 摂南大学法学部客員教授(現) 当社取締役(監査等委員)(現) ㈱ユニバーサルエンターテインメント 社外取締役(現)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)		秋 山 豊 正	昭和29年2月28日	平成9年7月 平成18年7月 平成20年9月 平成27年6月 平成28年5月	東京国税局調査部主査 東村山税務署法人課税部門 統括国税調査官 税理士法人タックス・マスター 税理士(現) 公益財団法人国際開発救援財団監事(現) 当社取締役(監査等委員)(現)	(注) 2	—
取締役 (監査等委員)		榊 原 英 夫	昭和21年6月21日	昭和52年4月 昭和61年4月 昭和63年11月 平成17年4月 平成17年4月 平成22年4月 平成29年4月 平成29年4月 平成30年5月	富山大学経営短期大学部経営学科 助教授 富山大学経済学部助教授 富山大学経済学部教授 富山大学名誉教授(現) 立正大学経営学部教授 立正大学副学長・学園常任理事 立正大学経営学部非常勤講師(現) 立正大学名誉教授(現) 当社取締役(監査等委員)(現)	(注) 2	—
計							172

- (注) 1 取締役の任期は、平成30年2月期に係る定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結の時までであります。
- 2 監査等委員である取締役に選任された岩森真彦氏、秋山豊正氏、榊原英夫氏の任期は、平成30年2月期に係る定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役に選任された神垣清水氏の任期は、平成29年2月期に係る定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 取締役に選任された佐藤充孝氏は、社外取締役であります。
- 5 監査等委員である取締役に選任された神垣清水、秋山豊正及び榊原英夫の各氏は、社外取締役であります。
- 6 当社は、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各本部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
- 7 当社は、平成30年5月17日開催の定時株主総会において、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
秦 清	昭和22年3月17日	昭和49年4月 昭和49年4月 平成11年4月 平成13年3月 平成16年7月 平成18年5月 平成20年4月 平成23年7月 平成24年6月 平成27年4月 平成27年6月 平成27年6月 平成28年4月	弁護士登録 弁護士事務所開業（現） 広島弁護士会会長兼中国地方弁護士連合 会理事長 広島県労働委員会公益委員 広島市安佐北区選挙管理委員会委員長 株式会社アスティ社外取締役 広島県呉市公平委員会委員長（現） 年金記録確認広島地方第三者委員会委員 株式会社ウッドワン社外監査役 中国四国地方年金記録訂正審議会委員 株式会社ウッドワン社外取締役 広島電鉄株式会社社外取締役 広島県呉市行政不服審査会員（現）	（注）	—

（注） 補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

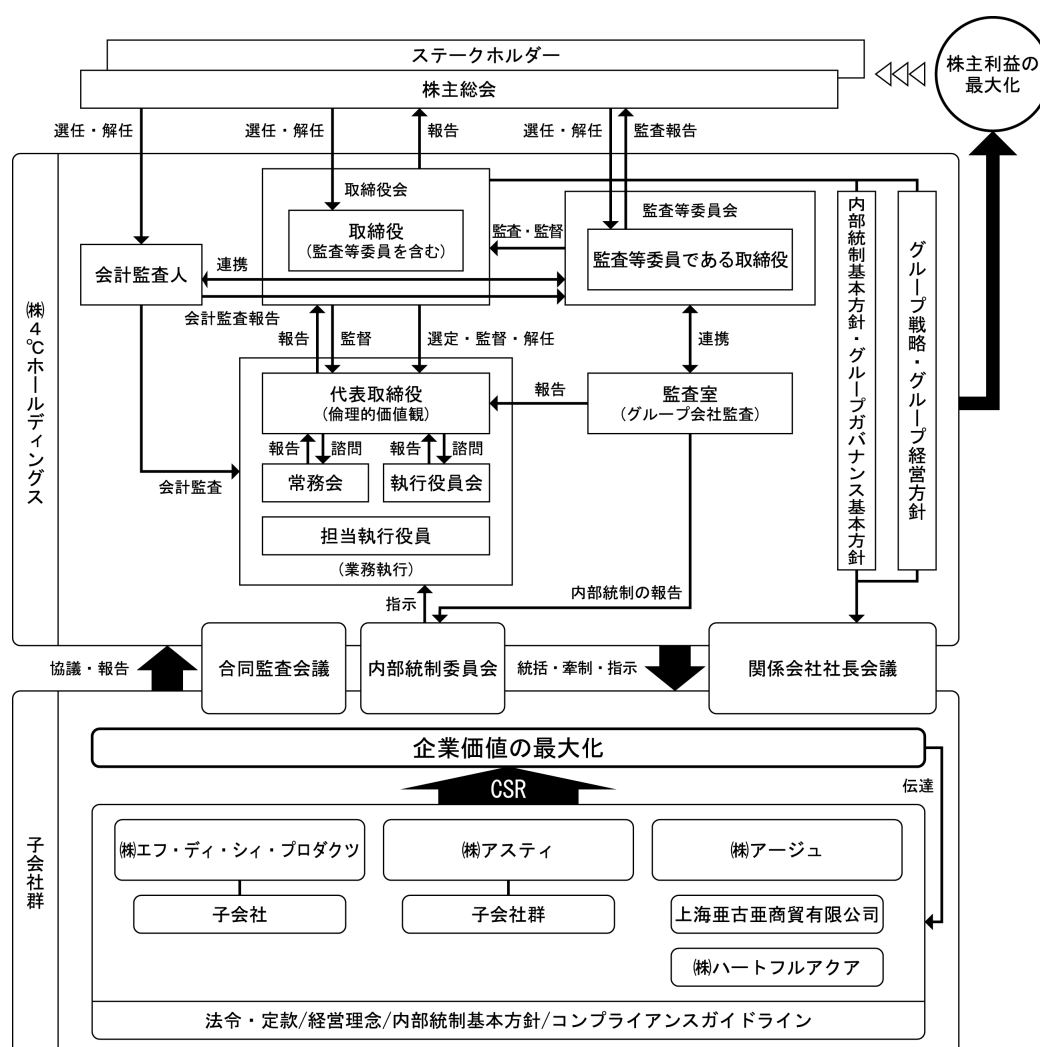
※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループ会社の事業を統轄する持株会社として、企業価値を最大化する観点から、グループ会社に対し経営戦略、コンプライアンス、リスク管理等の基本方針を示すとともに、株主利益の最大化の実現とステークホルダーに不当な損害を与えないように、適正で効率的なグループ経営体制を整備・充実いたします。

さらにその継続的改善を図ることにより、健全で透明性の高い企業グループとして社会の信頼と責任に応えてまいります。

① 企業統治の体制

当社における企業統治の体制は以下のとおりであります。



イ 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会は12名、うち、監査等委員である取締役4名（有価証券報告書提出日現在）で構成されております。毎月定例の取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、当社及びグループ会社の業務の進行状況及び中期的な経営戦略に基づいた経営の重要事項について報告・審議及び決定を行うとともに、法令・定款及び業務分掌・職務権限規程等に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行を監督する体制となっております。

監査等委員会は監査等委員である取締役4名（有価証券報告書提出日現在）で構成されており、うち3名は社外取締役であります。監査等委員である取締役は取締役会のほか社内の重要な会議に出席するとともに、内部統制システムを通じ適法性および妥当性の観点から監査を行っており、監査等委員会を核とした経営監視体制をとっております。

また、毎月定例に常務会及び執行役員会を開催し、ボトムアップによる課題解決と社内意思統一の迅速化を図り、社内コミュニケーションの維持・向上と会社方針等の徹底を図っております。

さらに、グループ経営方針及びグループガバナンス基本方針に基づき、各社の企業価値の最大化を図るとともに、グループガバナンスの徹底を図る体制をとっております。具体的には、関係会社社長会議を定期的開催し、グループ経営方針の徹底と経営における透明性、健全性及びコンプライアンスの徹底を図っております。

ロ 内部統制システムの整備の状況

当社は、コンプライアンス等の具体的な施策の検討・実施を効率的に運用する機能的な仕組みとして、会長・CEOを委員長とする「内部統制委員会」を設置し、グループ全体の内部統制システムの構築、維持・向上に向けた施策を実施するとともに、常勤の監査等委員である取締役も出席して内部統制システムの整備と運用状況を含め、取締役の職務執行の監視を行い、適宜意見を述べております。具体的には、グループガバナンス基本方針に基づき、グループ会社のコンプライアンスガイドラインの制定やグループ会社従業員が遵守すべき法令及び社内ルール等に関する教育・研修を指導・支援し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

また、コンプライアンスガイドラインに基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制において、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを強化しております。

ハ リスク管理体制の整備の状況

当社は、グループ会社のリスクマネジメント等の具体的な施策の検討・実施を効率的に運用する機能的な仕組みとして、会長・CEOを委員長とする「内部統制委員会」を設置し、同委員会運営規程に基づき、その対策実施状況の把握、有効性の評価等を実施しております。また、同委員会には、常勤の監査等委員である取締役も出席して内部統制システムの構築と運用状況の監視を行い、適宜意見を述べるものといたします。具体的には、リスク管理基本方針に基づき、グループ会社のリスクの洗い出し、算定、評価、選定を行い、必要な施策を講じるとともに、重要なリスクについては適時開示しております。

ニ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社及び持分法適用会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、取締役会にて重要な事項に関する報告を受け、必要に応じて承認を行っております。また、同規程に基づき重要書類の整備保管を行っております。

ホ 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

② 内部監査及び監査等委員会による監査

取締役及び使用人は、法令・定款及び社内規程に定められた監査等委員会への報告事項のほか、取締役会に付議・報告する案件のうち、特に重要な事項は、事前に監査等委員会へ報告・説明し、意見交換を行なっております。

また、常勤の監査等委員である取締役は、常務会、執行役員会、内部統制委員会等、重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の事業の遂行状況及びコンプライアンス状況等の報告を受けて、内部統制の実施状況を監視するほか、必要に応じて当該部門から報告を受け、併せて重要な文書も閲覧しております。

当社は、監査等委員会を補助すべき体制として監査室を設置し、その構成員について監査等委員会を補助すべき使用人として監査等委員会の事務局業務を併せて担当させております。

また監査等委員会は、業容の変化・拡大に対応して、補助すべき使用人の増員が必要な場合は、取締役と協議し、必要な人員の確保を図っております。

そして、前項の使用人の人事評価・人事異動等は、その独立性を確保するため、取締役と事前に意見交換を行い、監査等委員会の同意を得ております。

内部監査につきましては、専従組織として監査室（2名内1名兼任）を設置し、必要に応じて監査等委員会、会計監査人と連携を取りつつ、規程運用や業務執行における違法性の排除と効率性の向上に努めております。

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等につき、意見を交換し、相互理解を深めて改善に努めております。

また、監査等委員会は、内部監査部門、財務部門及び必要に応じて会計監査人、顧問弁護士との緊密な関係を保つとともに、相互に牽制機能が働く良好な関係を維持しております。

そのほか、監査等委員会は、当社を中心としたグループ会社の合同監査会議を定期的に開催するなど、コンプライアンス等に関する情報の共有と課題の総合的解決を図るものいたします。

③ 社外取締役

イ 当社における社外取締役の企業統治において果たす機能及び役割

当社は、専門的な知識や経験、能力等を当社取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実に活かしていただくことを目的に社外取締役を4名選任しており、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。当該社外取締役と当社との利害関係はありません。

取締役会に毎回出席し、公正にして中立な立場から経営の監督とチェック機能の役割を果たすとともに、取締役会の議案について議決権を行使いたします。

ロ 社外取締役の選任状況に関する考え方

当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

また、社外取締役の4名は、経営の監視機能を果たすにあたり幅広い経験と知識を有していると考えております。

④ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	63,994	48,150	5,494	—	10,350	6
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	8,800	6,000	—	600	2,200	1
取締役 (監査等委員) (社外取締役)	7,110	5,730	—	500	880	3

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

平成27年5月21日開催の第65回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額216,000千円、監査等委員である取締役は年額24,000千円を限度とすることが定められております。

平成28年5月19日開催の第66回定時株主総会において、上記とは別枠で取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しストック・オプションとして新株予約権に関する報酬等の額を、年額60,000千円以内の範囲で割り当てることが定められております。

ニ 賞与は、当事業年度に役員賞与引当金繰入額として費用処理した金額であります。

ホ 退職慰労金は、当事業年度に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した金額であります。

⑤ 株式の保有状況

I 当社については以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

2銘柄 7,686千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
第一生命ホールディングス(株)	3,400	7,182	取引関係の強化・維持
(株)ユニテッドアローズ	100	353	取引関係の強化・維持

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
第一生命ホールディングス(株)	3,400	7,248	取引関係の強化・維持
(株)ユニテッドアローズ	100	438	取引関係の強化・維持

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

当該事項はありません。

- Ⅱ 当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である㈱アスティについては以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

27銘柄 5,446,957千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

特定投資株式

	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
㈱フジ	7,977,316	3,748,995	取引関係の強化・維持
㈱伊予銀行	497,101	411,599	取引関係の強化・維持
㈱広島銀行	557,975	296,284	取引関係の強化・維持
㈱リテールパートナーズ	152,359	172,165	取引関係の強化・維持
㈱三井住友フィナンシャルグループ	30,838	134,977	取引関係の強化・維持
㈱山口フィナンシャルグループ	103,688	134,379	取引関係の強化・維持
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス㈱	34,800	132,205	取引関係の強化・維持
㈱オンワードホールディングス	97,423	81,056	取引関係の強化・維持
福山通運㈱	94,793	64,364	取引関係の強化・維持
東京海上ホールディングス㈱	7,275	35,785	取引関係の強化・維持
第一生命ホールディングス㈱	16,900	35,701	取引関係の強化・維持
㈱愛媛銀行	24,241	33,622	取引関係の強化・維持
㈱天満屋ストア	21,944	22,998	取引関係の強化・維持
エイチ・ツー・オー・リテイリング㈱	10,988	20,899	取引関係の強化・維持
㈱りそなホールディングス	28,196	17,678	取引関係の強化・維持
東洋証券㈱	62,541	17,198	取引関係の強化・維持
ユニー・ファミリーマートホールディングス㈱ (注) 2	2,341	16,063	取引関係の強化・維持
イオン㈱	8,929	14,956	取引関係の強化・維持
三井住友トラスト・ホールディングス㈱	2,242	9,033	取引関係の強化・維持
グンゼ㈱	19,541	8,070	取引関係の強化・維持
イオン九州㈱	1,200	2,158	取引関係の強化・維持
㈱オリエンタルランド	228	1,439	取引関係の強化・維持

(注) 1 上記のうち上位12銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

2 ユニー㈱は、平成28年9月に㈱ファミリーマートに吸収合併されております。

(当事業年度)
特定投資株式

	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)フジ	7,977,316	3,748,995	取引関係の強化・維持
(株)伊予銀行	497,101	423,530	取引関係の強化・維持
(株)広島銀行	278,987	233,791	取引関係の強化・維持
(株)リテールパートナーズ	152,359	201,570	取引関係の強化・維持
(株)三井住友フィナンシャルグループ	30,838	144,506	取引関係の強化・維持
(株)山口フィナンシャルグループ	103,688	134,587	取引関係の強化・維持
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス(株)	34,800	115,953	取引関係の強化・維持
(株)オンワードホールディングス	106,668	97,494	取引関係の強化・維持
福山通運(株)	18,958	88,533	取引関係の強化・維持
東京海上ホールディングス(株)	7,275	36,127	取引関係の強化・維持
第一生命ホールディングス(株)	16,900	36,030	取引関係の強化・維持
(株)愛媛銀行	24,241	32,289	取引関係の強化・維持
(株)天満屋ストア	22,493	28,228	取引関係の強化・維持
エイチ・ツー・オー・リテイリング(株)	11,225	23,662	取引関係の強化・維持
東洋証券(株)	62,541	20,075	取引関係の強化・維持
ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)	2,387	19,307	取引関係の強化・維持
(株)りそなホールディングス	28,196	17,255	取引関係の強化・維持
イオン(株)	9,057	16,360	取引関係の強化・維持
グンゼ(株)	2,120	12,677	取引関係の強化・維持
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	2,242	9,710	取引関係の強化・維持
(株)オリエンタルランド	302	3,146	取引関係の強化・維持
イオン九州(株)	1,200	2,342	取引関係の強化・維持

(注) 上記のうち上位13銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	前事業年度	当事業年度			
	貸借対照表 計上額の合計額 (千円)	貸借対照表 計上額の合計額 (千円)	受取配当金 の合計額 (千円)	売却損益 の合計額 (千円)	評価損益 の合計額 (千円)
非上場株式	—	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	2,080,071	2,599,224	42,621	—	1,340,312

⑥ 会計監査の状況

会計監査業務は有限責任監査法人トーマツに委嘱しており、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を実施しております。

監査業務を執行しております公認会計士、補助者の状況は以下のとおりであります。

業務執行社員 公認会計士 白井 正
業務執行社員 公認会計士 古谷 大二郎
監査業務に係る補助者
公認会計士 8名 その他 17名

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は14名以内である旨を定款で定めております。

取締役の員数14名のうち、監査等委員である取締役は4名以内である旨を定款で定めております。

⑧ 当社の定款規定について

イ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

ロ 自己の株式の取得

当社は自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財政政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ハ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

ニ 取締役の責任免除

当社は、平成27年5月21日開催の定時株主総会において、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定款で定めております。

ホ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	36,500	—	36,500	—
連結子会社	—	—	—	—
合計	36,500	—	36,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬は、当社の規模、特性、監査日数等を勘案し、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等に関し適正に開示できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等に積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年 2 月28日)	当連結会計年度 (平成30年 2 月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,088,219	2,076,174
受取手形及び売掛金	3,137,084	3,061,207
有価証券	3,200,000	3,950,000
商品及び製品	7,453,776	8,332,336
仕掛品	844,796	507,681
原材料及び貯蔵品	703,247	633,136
繰延税金資産	576,831	451,362
前渡金	5,280	20,386
未収入金	301,829	308,924
その他	255,212	208,191
貸倒引当金	△2,357	△2,686
流動資産合計	18,563,921	19,546,714
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,682,408	5,918,332
土地	※ 4 5,492,215	※ 4 5,492,215
リース資産（純額）	135,888	68,898
その他（純額）	815,913	737,940
有形固定資産合計	※ 2 12,126,426	※ 2 12,217,387
無形固定資産		
のれん	4,716,796	4,220,291
リース資産	150,972	70,923
商標権	883	2,284
その他	61,419	48,830
無形固定資産合計	4,930,072	4,342,329
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 1, ※ 3 22,248,070	※ 3 25,768,779
差入保証金	267,444	258,778
長期貸付金	19,099	15,852
繰延税金資産	753,485	581,650
再評価に係る繰延税金資産	71,490	71,490
投資不動産（純額）	453,866	449,269
退職給付に係る資産	520,200	656,629
敷金	1,895,332	1,887,682
破産更生債権等	79,906	78,681
その他	599,713	553,047
貸倒引当金	△108,150	△107,030
投資その他の資産合計	26,800,458	30,214,831
固定資産合計	43,856,957	46,774,548
資産合計	62,420,878	66,321,262

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年 2月28日)	当連結会計年度 (平成30年 2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1 3,955,932	4,077,362
リース債務	199,671	114,551
未払法人税等	1,141,834	856,205
賞与引当金	351,451	251,351
役員賞与引当金	65,050	13,300
資産除去債務	1,000	34,406
その他	2,977,267	2,691,766
流動負債合計	8,692,207	8,038,943
固定負債		
長期借入金	378,940	277,470
リース債務	175,981	85,364
長期預り保証金	317,622	325,381
繰延税金負債	1,687,876	2,048,576
退職給付に係る負債	573,336	568,010
役員退職慰労引当金	378,418	416,528
資産除去債務	993,306	1,012,744
その他	148,733	148,733
固定負債合計	4,654,214	4,882,809
負債合計	13,346,422	12,921,753
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,486,520	2,486,520
資本剰余金	18,145,727	18,182,008
利益剰余金	33,727,198	37,503,586
自己株式	△6,510,635	△6,310,953
株主資本合計	47,848,810	51,861,161
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,336,181	1,425,917
繰延ヘッジ損益	16,959	△20,418
土地再評価差額金	※4 △161,985	※4 △161,985
為替換算調整勘定	72,940	78,638
退職給付に係る調整累計額	△153,265	116,129
その他の包括利益累計額合計	1,110,829	1,438,281
新株予約権	114,815	100,066
純資産合計	49,074,456	53,399,509
負債純資産合計	62,420,878	66,321,262

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)		当連結会計年度 (自 平成29年 3月 1日 至 平成30年 2月28日)	
売上高		49,797,466		48,060,394
売上原価	※1	20,449,099	※1	20,010,594
売上総利益		29,348,366		28,049,799
販売費及び一般管理費	※2	22,818,564	※2	21,947,186
営業利益		6,529,802		6,102,613
営業外収益				
受取利息		15,564		23,262
受取配当金		90,914		92,747
持分法による投資利益		1,088,146		1,230,794
投資不動産賃貸料		73,140		73,140
為替差益		—		12,858
その他		41,324		37,283
営業外収益合計		1,309,089		1,470,087
営業外費用				
支払利息		239		174
投資不動産減価償却費		4,697		4,685
投資不動産管理費用		2,046		2,073
自己株式取得費用		833		—
為替差損		16,114		—
その他		18,035		3,304
営業外費用合計		41,967		10,238
経常利益		7,796,924		7,562,462
特別利益				
持分変動利益		—		259,796
受取和解金		23,400		—
特別利益合計		23,400		259,796
特別損失				
減損損失	※3	261,928	※3	160,412
関係会社株式売却損		493,781		—
店舗閉鎖損失		22,469		34,308
たな卸資産廃棄損		13,658		—
ブランド整理損		84,541		21,566
特別損失合計		876,379		216,287
税金等調整前当期純利益		6,943,945		7,605,971
法人税、住民税及び事業税		2,264,107		1,887,092
法人税等調整額		△282,725		425,878
法人税等合計		1,981,382		2,312,970
当期純利益		4,962,562		5,293,000
親会社株主に帰属する当期純利益		4,962,562		5,293,000

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
当期純利益	4,962,562	5,293,000
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	435,793	324,251
繰延ヘッジ損益	50,485	△37,063
土地再評価差額金	△3,922	—
為替換算調整勘定	△8,226	5,697
退職給付に係る調整額	106,602	130,350
持分法適用会社に対する持分相当額	184,821	△95,784
その他の包括利益合計	※1 765,553	※1 327,451
包括利益	5,728,116	5,620,452
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,728,116	5,620,452
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式			株主資本 合計
				自己株式	自己株式 (従持信託所 有分)	自己株式 合計	
当期首残高	2,486,520	18,146,513	29,958,714	△5,289,702	△478,595	△5,768,298	44,823,450
当期変動額							
剰余金の配当			△1,194,078				△1,194,078
親会社株主に帰属 する当期純利益			4,962,562				4,962,562
自己株式の取得				△865,887		△865,887	△865,887
自己株式の処分		△785		15,354		15,354	14,569
自己株式の 従持信託からの売却					108,194	108,194	108,194
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	△785	3,768,483	△850,532	108,194	△742,337	3,025,360
当期末残高	2,486,520	18,145,727	33,727,198	△6,140,235	△370,400	△6,510,635	47,848,810

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券評価 差額金	繰延 ヘッジ損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整累 計額	その他の 包括利益累計 額合計		
当期首残高	810,524	△34,981	△158,063	81,167	△353,371	345,275	69,097	45,237,823
当期変動額								
剰余金の配当								△1,194,078
親会社株主に帰属 する当期純利益								4,962,562
自己株式の取得								△865,887
自己株式の処分								14,569
自己株式の 従持信託からの売却								108,194
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	525,656	51,940	△3,922	△8,226	200,105	765,553	45,718	811,271
当期変動額合計	525,656	51,940	△3,922	△8,226	200,105	765,553	45,718	3,836,632
当期末残高	1,336,181	16,959	△161,985	72,940	△153,265	1,110,829	114,815	49,074,456

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式			株主資本 合計
				自己株式	自己株式 （従持信託所 有分）	自己株式 合計	
当期首残高	2,486,520	18,145,727	33,727,198	△6,140,235	△370,400	△6,510,635	47,848,810
当期変動額							
剰余金の配当			△1,516,613				△1,516,613
親会社株主に帰属 する当期純利益			5,293,000				5,293,000
自己株式の取得				△510		△510	△510
自己株式の処分		36,280		157,381		157,381	193,661
持分法適用会社が保 有する当社株式持分 の変動				△49,925		△49,925	△49,925
自己株式の 従持信託からの売却					92,738	92,738	92,738
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	36,280	3,776,387	106,944	92,738	199,682	4,012,350
当期末残高	2,486,520	18,182,008	37,503,586	△6,033,290	△277,662	△6,310,953	51,861,161

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券評価 差額金	繰延 ヘッジ損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整累 計額	その他の 包括利益累計 額合計		
当期首残高	1,336,181	16,959	△161,985	72,940	△153,265	1,110,829	114,815	49,074,456
当期変動額								
剰余金の配当								△1,516,613
親会社株主に帰属 する当期純利益								5,293,000
自己株式の取得								△510
自己株式の処分								193,661
持分法適用会社が保 有する当社株式持分 の変動								△49,925
自己株式の 従持信託からの売却								92,738
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	89,736	△37,377		5,697	269,395	327,451	△14,749	312,702
当期変動額合計	89,736	△37,377	—	5,697	269,395	327,451	△14,749	4,325,053
当期末残高	1,425,917	△20,418	△161,985	78,638	116,129	1,438,281	100,066	53,399,509

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,943,945	7,605,971
減価償却費	1,176,146	1,116,072
減損損失	261,928	160,412
のれん償却額	496,504	496,504
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△15,439	△790
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△157,977	△100,100
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	71,966	66,468
その他の引当金の増減額 (△は減少)	△10,753	△13,640
受取利息及び受取配当金	△106,478	△116,010
受取和解金	△23,400	—
支払利息	239	174
持分法による投資損益 (△は益)	△1,088,146	△1,230,794
持分変動損益 (△は益)	—	△259,796
為替差損益 (△は益)	4,662	11,964
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△2
関係会社株式売却損益 (△は益)	493,781	—
売上債権の増減額 (△は増加)	313,902	77,347
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△365,560	△469,336
仕入債務の増減額 (△は減少)	△185,981	122,038
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△159,233	△88,522
前受金の増減額 (△は減少)	△163,608	△82,569
未払金の増減額 (△は減少)	△615	△93,382
その他の資産の増減額 (△は増加)	△213,935	△154,084
その他の負債の増減額 (△は減少)	135,415	76,810
小計	7,407,366	7,124,736
利息及び配当金の受取額	226,138	255,613
利息の支払額	△239	△174
和解金の受取額	23,400	—
法人税等の支払額	△2,692,397	△1,952,933
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,964,266	5,427,241

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 3 月 1 日 至 平成29年 2 月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年 3 月 1 日 至 平成30年 2 月28日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△926,305	△1,178,341
有形固定資産の売却による収入	12,543	4,782
無形固定資産の取得による支出	△6,754	△6,352
有価証券の償還による収入	300,000	—
投資有価証券の取得による支出	△2,517,217	△2,017,135
投資有価証券の売却による収入	0	2
投資有価証券の償還による収入	500,000	200,000
長期貸付けによる支出	△5,960	△700
長期貸付金の回収による収入	4,979	3,946
長期前払費用の取得による支出	△117,120	△39,528
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	※2 402,580	—
その他の支出	△248,898	△127,770
その他の収入	254,343	137,337
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,347,809	△3,023,759
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△99,870	△101,470
自己株式の取得による支出	△865,887	△510
自己株式の売却による収入	119,555	158,903
配当金の支払額	△1,194,078	△1,516,613
その他の支出	△265,073	△205,828
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,305,353	△1,665,519
現金及び現金同等物に係る換算差額	△8,728	△7
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	302,375	737,955
現金及び現金同等物の期首残高	4,985,844	5,288,219
現金及び現金同等物の期末残高	※1 5,288,219	※1 6,026,174

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	9社
主要な連結子会社の名称	(株)エフ・ディ・シー・プロダクツ、(株)アステイ、 (株)アージュ

2 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数 1社
関連会社名 (株)フジ
- (2) 持分法を適用していない関連会社数 該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、AS' TY VIETNAM INC. 及び上海亜古亜商貿有限公司（いずれも12月31日）を除き、連結決算日と一致しております。

なお、AS' TY VIETNAM INC. 及び上海亜古亜商貿有限公司については、同社の決算日現在の財務諸表を使用して連結決算を行っております。

ただし、連結決算日との間に生じたAS' TY VIETNAM INC. 及び上海亜古亜商貿有限公司との重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

i 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

ii その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

商品及び製品 主として移動平均法による原価法によっております。

仕掛品 主として移動平均法による原価法によっております。

原材料及び貯蔵品 主として移動平均法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算出しております。

③ デリバティブ 時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、採用している耐用年数は以下のとおりであります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～60年

その他 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額を基準として、当連結会計年度の負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から損益処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約取引については、繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約取引	外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。利用にあたっては実需に基づく取引に限定し、売買差益の獲得等を目的とする投機的取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象に対し同一通貨建による同一期日のものをそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

20年間の均等償却によっております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっております。

- (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理
税抜方式を採用しております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

1 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2 適用予定日

平成35年2月期の期首より適用予定であります。

3 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度より適用しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入し、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1 取引の概要

当社は、「4℃ホールディングスグループ従業員持株会」(以下、「本持株会」といいます。))に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、従持信託は5年間にわたり本持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を取得し、その後毎月一定日に本持株会へ売却を行うものであります。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証事項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

2 信託が保有する自社の株式に関する事項

従持信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末370,400千円、134,200株、当連結会計年度末277,662千円、100,600株であります。

3 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度末 378,940千円 当連結会計年度末 277,470千円

(連結貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産並びに担保付債務は以下のとおりであります。

担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
投資有価証券	25,847千円	－千円

担保権によって担保されている債務

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
支払手形及び買掛金	27,695千円	－千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	11,584,840千円	11,805,745千円

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
投資有価証券(株式)	14,411,340千円	15,616,618千円

※4 土地の再評価

前連結会計年度(平成29年2月28日)

連結子会社1社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日 平成12年2月29日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額を下回っておりません。

当連結会計年度(平成30年2月28日)

連結子会社1社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日 平成12年2月29日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額を下回っておりません。

(連結損益計算書関係)

※1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
売上原価	493,122千円	290,803千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
運賃及び荷造費	708,165千円	740,289千円
広告宣伝費	2,058,801	1,726,384
給料及び手当	5,149,803	5,085,743
従業員賞与金	383,323	377,531
貸倒引当金繰入額	△15,141	△790
賞与引当金繰入額	310,908	210,702
役員賞与引当金繰入額	65,050	11,800
退職給付費用	117,764	111,540
役員退職慰労引当金繰入額	49,556	47,460
業務委託費	749,134	752,023
借地借家料	7,000,918	6,700,998
減価償却費	1,156,008	1,086,472
のれん償却額	496,504	496,504

※3 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

場所	用途	種類	減損損失
広島市南区	店舗	建物その他	85,701千円
東京都武蔵野市	店舗	建物その他	44,448
大阪府吹田市	店舗	建物その他	16,800
沖縄県那覇市	店舗	建物その他	16,140
兵庫県姫路市	店舗	建物その他	13,445
東京都立川市	店舗	建物その他	12,482
大阪府泉大津市	店舗	建物その他	12,257
兵庫県猪名川町	店舗	建物その他	10,068
その他	その他	その他	50,583
合計			261,928

当社グループは、報告セグメントを基礎とし、ジュエリー事業、アパレル事業における店舗については個々の店舗ごとに、アパレル事業の賃貸物件については個々の賃貸用資産ごとにグルーピングしております。

このうち、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、また今後もその見込みである店舗等については帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（261,928千円）として特別損失に計上しました。

なお、これらの回収可能価額は店舗については使用価値によって測定しておりますが、主な資産は将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能性は零と算定しております。

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

場所	用途	種類	減損損失
石川県金沢市	店舗	建物その他	24,985千円
神奈川県横浜市	店舗	建物その他	20,434
東京都新宿区	店舗	建物その他	16,695
東京都中央区	店舗	建物その他	15,087
大阪府大阪市	店舗	建物その他	12,738
兵庫県神戸市	店舗	建物その他	12,522
兵庫県姫路市	店舗	建物その他	12,508
東京都立川市	店舗	建物その他	12,031
その他	その他	その他	33,409
合計			160,412

当社グループは、報告セグメントを基礎とし、ジュエリー事業、アパレル事業における店舗については個々の店舗ごとに、アパレル事業の賃貸物件については個々の賃貸用資産ごとにグルーピングしております。

このうち、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、また今後もその見込みである店舗等については帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（160,412千円）として特別損失に計上しました。

なお、これらの回収可能価額は店舗については使用価値によって測定しておりますが、主な資産は将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能性は零と算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年 3 月 1 日 至 平成29年 2 月 28 日)	当連結会計年度 (自 平成29年 3 月 1 日 至 平成30年 2 月 28 日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	629,484千円	498,297千円
組替調整額	—	△2
税効果調整前	629,484	498,295
税効果額	193,691	174,043
その他有価証券評価差額金	435,793	324,251
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	77,885	△56,854
税効果調整前	77,885	△56,854
税効果額	27,399	△19,790
繰延ヘッジ損益	50,485	△37,063
土地再評価差額金		
税効果額	△3,922	—
土地再評価差額金	△3,922	—
為替換算調整勘定		
当期発生額	△8,226	5,697
為替換算調整勘定	△8,226	5,697
退職給付に係る調整額		
当期発生額	66,576	112,557
組替調整額	96,749	95,666
税効果調整前	163,325	208,224
税効果額	56,722	77,874
退職給付に係る調整額	106,602	130,350
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	184,821	△54,660
組替調整額	—	△41,124
持分法適用会社に対する持分相当額	184,821	△95,784
その他の包括利益合計	765,553	327,451

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首(千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計 年度末(千株)
発行済株式				
普通株式	29,331	—	—	29,331
合計	29,331	—	—	29,331
自己株式				
普通株式(注)1、2、4	3,312	400	7	3,704
普通株式(従持信託所有分)(注)3	173	—	39	134
合計	3,485	400	46	3,838

- (注) 1 増加株式数のうち400千株は、市場内立会外取引による取得であり、0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
- 2 減少株式数のうち7千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であり、0千株は単元未満株式の買増請求によるものであります。
- 3 減少株式数のうち39千株は信託型従業員持株インセンティブ・プランの一環として、従持信託が持株会へ株式を売却したことによるものであります。
- 4 自己株式には、持分法適用関連会社が所有している当社株式の当社持分(当連結会計年度期首735千株、当連結会計年度減少株式数0千株、当連結会計年度末735千株)を含んでおります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成24年ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	69
	平成25年ストック・オプション としての新株予約権		—	—	—	—	23,187
	平成26年ストック・オプション としての新株予約権		—	—	—	—	33,025
	平成27年ストック・オプション としての新株予約権(注)		—	—	—	—	51,932
	平成28年ストック・オプション としての新株予約権(注)		—	—	—	—	6,600
合計			—	—	—	—	114,815

- (注) 平成27年及び平成28年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月19日 定時株主総会	普通株式	535,101	20.00	平成28年2月29日	平成28年5月20日

(注) 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,468千円が含まれております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年10月11日 取締役会	普通株式	658,977	25.00	平成28年8月31日	平成28年11月11日

(注) 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,825千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年5月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	659,062	25.00	平成29年2月28日	平成29年5月19日

(注) 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,355千円が含まれております。

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首（千株）	増加 （千株）	減少 （千株）	当連結会計 年度末（千株）
発行済株式				
普通株式	29,331	—	—	29,331
合計	29,331	—	—	29,331
自己株式				
普通株式（注）1、2、4	3,704	0	135	3,569
普通株式（従持信託所有分）（注）3	134	—	33	100
合計	3,838	0	169	3,669

（注）1 増加株式数のうち0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2 減少株式数のうち78千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

3 減少株式数のうち33千株は信託型従業員持株インセンティブ・プランの一環として、従持信託が持株会へ株式を売却したことによるものであります。

4 自己株式には、持分法適用関連会社が所有している当社株式の当社持分（当連結会計年度期首735千株、当連結会計年度減少株式数57千株、当連結会計年度末678千株）を含んでおります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内 訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成25年ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	10,441
	平成26年ストック・オプション としての新株予約権		—	—	—	—	10,740
	平成27年ストック・オプション としての新株予約権(注)		—	—	—	—	61,764
	平成28年ストック・オプション としての新株予約権(注)		—	—	—	—	17,121
合 計			—	—	—	—	100,066

（注）平成28年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年5月18日 定時株主総会	普通株式	659,062	25.00	平成29年2月28日	平成29年5月19日

(注) 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,355千円が含まれております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年10月10日 取締役会	普通株式	857,549	32.50	平成29年8月31日	平成29年11月10日

(注) 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,744千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年5月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	859,327	32.50	平成30年2月28日	平成30年5月18日

(注) 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,269千円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
現金及び預金	2,088,219千円	2,076,174千円
有価証券勘定のうち現金同等物に該当する残高	3,200,000	3,950,000
現金及び現金同等物	5,288,219	6,026,174

※2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

株式の売却により、㈱三鈴が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

流動資産	682,373千円
固定資産	990,203
資産合計	1,672,576
流動負債	459,636
固定負債	333,149
負債合計	792,785

当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主に、㈱アージュにおける店舗設備 (器具及び備品) であります。

・無形固定資産

主に、勤怠管理システム (ソフトウェア) であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年 2 月28日)	当連結会計年度 (平成30年 2 月28日)
1 年内	227,605	176,178
1 年超	281,016	122,378
合計	508,622	298,557

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年 2 月28日)	当連結会計年度 (平成30年 2 月28日)
1 年内	379,933	432,983
1 年超	802,678	1,212,417
合計	1,182,612	1,645,401

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金については資金計画に照らして銀行借入を行っております。また、グループCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）の有効活用により適正な資金管理を図っております。

資金運用については、主に流動性を有する安全性の高い預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引については投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資運用の債券であり、市場価格の変動リスクや投資先の事業リスクに晒されております。また、従業員等に対し長期貸付を行っております。

差入保証金及び敷金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

破産更生債権等は、受取手形や売掛金等の営業債権のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権であり、個別に回収可能性を定期的に把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、6ヶ月以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済完了日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため為替予約取引を利用しており、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業活動の安全と営業取引に伴う債権の保全を図るため、取引先の信用度を評価し取引先ごとに与信限度を設定・管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、債券については、市況、発行体の信用情報などを勘案し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、各子会社からの報告に基づき、財務部が適宜に資金繰り計画を作成・更新するとともに、CMSにより各社の流動性リスクを適切に管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注）2 参照）。

前連結会計年度（平成29年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,088,219	2,088,219	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,137,084	3,137,084	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	3,200,000	3,200,000	—
(4) 未収入金	301,829	301,829	—
(5) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	3,400,000	3,389,925	△10,075
② 関係会社株式	14,411,340	19,129,603	4,718,263
③ その他有価証券	4,436,402	4,436,402	—
(6) 差入保証金	267,444	268,384	940
(7) 長期貸付金	19,099		
貸倒引当金 ※	△6,104		
	12,995	12,948	△46
(8) 敷金	1,895,332	1,908,079	12,746
(9) 破産更生債権等	79,906		
貸倒引当金 ※	△79,906		
	—	—	—
資産計	33,150,647	37,872,475	4,721,828
(10) 支払手形及び買掛金	3,955,932	3,955,932	—
(11) 未払法人税等	1,141,834	1,141,834	—
(12) 長期借入金	378,940	378,940	—
(13) リース債務(短期リース債務を含む)	375,652	374,622	△1,029
(14) 長期預り保証金	262,783	206,991	△55,792
負債計	6,115,143	6,058,321	△56,821
デリバティブ取引	25,532	25,532	—

※ 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成30年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,076,174	2,076,174	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,061,207	3,061,207	—
(3) 有価証券 その他有価証券	3,950,000	3,950,000	—
(4) 未収入金	308,924	308,924	—
(5) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	3,700,000	3,699,805	△194
② 関係会社株式	15,616,618	17,861,210	2,244,592
③ その他有価証券	6,451,832	6,451,832	—
(6) 差入保証金	258,778	259,450	672
(7) 長期貸付金 貸倒引当金 ※	15,852 △6,102		
	9,749	9,731	△18
(8) 敷金	1,887,682	1,897,211	9,528
(9) 破産更生債権等 貸倒引当金 ※	78,681 △78,681		
	—	—	—
資産計	37,320,968	39,575,548	2,254,579
(10) 支払手形及び買掛金	4,077,362	4,077,362	—
(11) 未払法人税等	856,205	856,205	—
(12) 長期借入金	277,470	277,470	—
(13) リース債務(短期リース債務を含む)	199,915	199,388	△526
(14) 長期預り保証金	272,662	219,770	△52,891
負債計	5,683,616	5,630,197	△53,418
デリバティブ取引	△31,321	△31,321	—

※ 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 有価証券、(5) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、金銭信託及び譲渡性預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 差入保証金、(7) 長期貸付金、(8) 敷金
時価の算定については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の利率で割引いた現在価値により算定しております。
- (9) 破産更生債権等
破産更生等債権については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(10) 支払手形及び買掛金、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) 長期借入金

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金であります。短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(13) リース債務（短期リース債務を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(14) 長期預り保証金

時価の算定については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
非上場株式 ※1	328千円	328千円
長期預り保証金 ※2	54,839	52,719

※1 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

※2 返還時期の見積りが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(14) 長期預り保証金」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (平成29年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,088,219	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,137,084	—	—	—
有価証券				
その他有価証券				
その他	3,200,000	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	3,400,000	—
未収入金	301,829	—	—	—
長期貸付金	—	5,283	3,972	9,842
合計	8,727,132	5,283	3,403,972	9,842

当連結会計年度 (平成30年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,076,174	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,061,207	—	—	—
有価証券				
その他有価証券				
その他	3,950,000	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	3,700,000	—
未収入金	308,924	—	—	—
長期貸付金	5,296	3,280	1,175	6,100
合計	9,401,603	3,280	3,701,175	6,100

(注) 4 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成29年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	—	—	—	—	—
リース債務	199,671	108,610	43,156	20,054	4,158	—
合計	199,671	108,610	43,156	20,054	4,158	—

※ 長期借入金については、従持信託にかかるものであり当社株式の株価により返済額が変動いたしますので、返済予定額には含めておりません。

当連結会計年度（平成30年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	—	—	—	—	—
リース債務	114,551	48,790	25,540	9,656	1,376	—
合計	114,551	48,790	25,540	9,656	1,376	—

※ 長期借入金については、従持信託にかかるものであり当社株式の株価により返済額が変動いたしますので、返済予定額には含めておりません。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成29年 2 月28日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	900,000	904,550	4,550
	小計	900,000	904,550	4,550
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,500,000	2,485,375	△14,625
	小計	2,500,000	2,485,375	△14,625
合計		3,400,000	3,389,925	△10,075

当連結会計年度 (平成30年 2 月28日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	1,200,000	1,205,230	5,230
	小計	1,200,000	1,205,230	5,230
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,500,000	2,494,575	△5,424
	小計	2,500,000	2,494,575	△5,424
合計		3,700,000	3,699,805	△194

2 その他有価証券

前連結会計年度 (平成29年 2 月28日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,076,951	2,500,296	1,576,654
	(2) その他	2,450	—	2,450
	小計	4,079,401	2,500,296	1,579,104
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	357,000	407,975	△50,974
	(2) その他	3,200,000	3,200,000	—
	小計	3,557,000	3,607,975	△50,974
合計		7,636,402	6,108,272	1,528,129

当連結会計年度 (平成30年 2 月28日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,515,058	2,424,650	2,090,407
	(2) 債券			
	① 社債	1,527,150	1,500,000	27,150
	(3) その他	2,046	—	2,046
	小計	6,044,254	3,924,650	2,119,604
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	407,578	495,417	△87,839
	(2) その他	3,950,000	3,950,000	—
	小計	4,357,578	4,445,417	△87,839
合計		10,401,832	8,370,067	2,031,764

3 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	0	0	—
(2) その他	—	—	—
合計	0	0	—

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	2	2	—
(2) 債権			
① 社債	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	2	2	—

4 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

当連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

なお、下落率が30～50%の株式の減損にあつては、個別銘柄毎に、当連結会計年度における最高値・最安値と帳簿価額との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務比率の検討等により信用リスクの定量評価を行い、総合的に判断しております。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建	買掛金			
	米ドル		587,935	—	25,412
	ユーロ		8,906	—	△86
	中国元		4,955	—	206
合計			601,797	—	25,532

（注） 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建	買掛金			
	米ドル		890,257	—	△31,127
	ユーロ		10,390	—	△170
	中国元		3,913	—	△22
合計			904,561	—	△31,321

（注） 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は退職給付制度として、確定給付型の企業年金基金制度（基金型）、確定拠出制度及び退職一時金制度を設けております。

確定給付型企業年金基金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

確定拠出制度では、勤続年数等に対応した掛金を拠出しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社及び一部の連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また一部の連結子会社は、複数事業主制度による企業年金基金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、「2. 確定給付制度」に含めて記載しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
退職給付債務の期首残高	2,762,930千円	2,731,043千円
勤務費用	71,589	71,604
利息費用	25,084	22,998
数理計算上の差異の発生額	37,849	△24,638
退職給付の支払額	△166,410	△209,392
退職給付債務の期末残高	2,731,043	2,591,614

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
年金資産の期首残高	2,683,406千円	2,718,985千円
期待運用収益	81,765	83,459
数理計算上の差異の発生額	104,425	87,919
退職給付の支払額	△154,312	△170,358
事業主からの拠出額	21,046	21,276
その他	△17,346	△17,994
年金資産の期末残高	2,718,985	2,723,288

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
退職給付に係る負債の期首残高	197,791千円	40,939千円
退職給付費用	5,077	4,926
退職給付の支払額	△5,117	△2,811
連結除外による減少額	△156,812	—
退職給付に係る負債の期末残高	40,939	43,054

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
積立型制度の退職給付債務	2,198,785千円	2,066,658千円
年金資産	△2,718,985	△2,723,288
	△520,200	△656,629
非積立型制度の退職給付債務	573,336	568,010
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	53,136	△88,619
退職給付に係る負債	573,336	568,010
退職給付に係る資産	△520,200	△656,629
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	53,136	△88,619

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
勤務費用	71,589千円	71,604千円
利息費用	25,084	22,998
期待運用収益	△81,765	△83,459
数理計算上の差異の費用処理額	96,749	95,666
簡便法で計算した退職給付費用	5,077	4,926
確定給付制度に係る退職給付費用	116,735	111,735

(6) 退職給付に係る調整額(税効果控除前)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
数理計算上の差異	△163,325千円	△208,224千円

(7) 退職給付に係る調整累計額(税効果控除前)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
未認識数理計算上の差異	204,274千円	△3,950千円

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
債券	21%	23%
株式	40	39
現金及び預金	—	3
生保一般勘定	36	33
その他	2	2
合計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
割引率	1.00%	1.00%
長期期待運用収益率	3.20	3.20

3 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)13,580千円、当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)21,306千円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	48,093千円	20,009千円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年6月13日	平成25年6月12日	平成26年7月24日	平成26年7月24日
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役及び相談役 32名	当社従業員 3名 子会社従業員 343名	当社取締役 8名	子会社取締役 21名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 22,600	普通株式 120,000	普通株式 36,700	普通株式 24,800
付与日	平成24年7月13日	平成25年7月12日	平成26年8月21日	平成26年8月21日
権利確定条件	付与日(平成24年7月13日)以降、権利確定日(平成26年7月13日)まで継続して勤務していること	付与日(平成25年7月12日)以降、権利確定日(平成27年7月12日)まで継続して勤務していること	付与日(平成26年8月21日)以降、権利確定日(平成28年8月21日)まで継続して勤務していること	付与日(平成26年8月21日)以降、権利確定日(平成28年8月21日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成24年7月13日～平成26年7月13日	平成25年7月12日～平成27年7月12日	平成26年8月21日～平成28年8月21日	平成26年8月21日～平成28年8月21日
権利行使期間	平成26年7月14日～平成29年7月13日	平成27年7月13日～平成30年7月12日	平成28年8月22日～平成31年8月21日	平成28年8月22日～平成31年8月21日

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年7月6日	平成28年6月8日	平成28年6月8日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名 子会社従業員604名	当社取締役 6名	子会社取締役 20名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 102,000	普通株式 27,000	普通株式 24,700
付与日	平成27年8月20日	平成28年7月14日	平成28年7月14日
権利確定条件	付与日(平成27年8月20日)以降、権利確定日(平成29年8月20日)まで継続して勤務していること	付与日(平成28年7月14日)以降、権利確定日(平成30年7月14日)まで継続して勤務していること	付与日(平成28年7月14日)以降、権利確定日(平成30年7月14日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成27年8月20日～平成29年8月20日	平成28年7月14日～平成30年7月14日	平成28年7月14日～平成30年7月14日
権利行使期間	平成29年8月21日～平成32年8月20日	平成30年7月15日～平成33年7月14日	平成30年7月15日～平成33年7月14日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年 6月13日	平成25年 6月12日	平成26年 7月24日	平成26年 7月24日	平成27年 7月6日
権利確定前（株）					
前連結会計年度末	—	—	—	—	102,000
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	102,000
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後（株）					
前連結会計年度末	800	68,400	36,700	24,800	—
権利確定	—	—	—	—	102,000
権利行使	800	35,800	29,600	11,900	400
失効	—	1,800	—	—	9,000
未行使残	—	30,800	7,100	12,900	92,600

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年 6月8日	平成28年 6月8日
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	27,000	24,700
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	27,000	24,700
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年 6月13日	平成25年 6月12日	平成26年 7月24日	平成26年 7月24日	平成27年 7月6日
権利行使価格(円)	986	1,641	2,366	2,366	2,945
行使時平均株価(円)	2,646	2,705	2,777	2,804	2,737
付与日における 公正な評価単価(円)	87	339	537	537	667

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年 6月8日	平成28年 6月8日
権利行使価格(円)	2,362	2,362
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	407	407

3 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
繰延税金資産（流動資産）		
賞与引当金	108,947千円	83,397千円
未払事業税等	72,804	43,559
商品評価損	167,584	101,527
貸倒引当金	2,345	4,091
繰延ヘッジ損益	—	10,903
税務上の繰越欠損金	108,291	84,686
その他	125,746	123,197
繰延税金資産小計	585,719	451,362
繰延税金資産合計	585,719	451,362
繰延税金負債（流動資産）		
繰延ヘッジ損益	8,887	—
繰延税金負債合計	8,887	—
繰延税金資産（流動資産）純額	576,831	451,362
繰延税金資産（固定資産）		
貸倒引当金	36,529	36,171
役員退職慰労引当金	116,653	124,327
有価証券評価損	57,575	179,114
退職給付に係る負債	187,558	175,166
税務上の繰越欠損金	135,403	41,955
減損損失	402,500	360,594
その他	527,925	321,133
繰延税金資産小計	1,464,147	1,238,462
評価性引当額	△639,171	△593,423
繰延税金資産合計	824,976	645,039
繰延税金負債（固定負債）		
買換資産圧縮積立金	77,044	76,828
固定資産圧縮積立金	166,136	156,029
退職給付に係る資産	248,684	227,128
投資有価証券	437,143	437,143
その他有価証券評価差額金	451,523	693,698
その他	307,344	449,646
繰延税金負債合計	1,687,876	2,040,475
繰延税金負債（固定負債）純額	862,900	1,395,435

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
法定実効税率	33.1%	
（調整）		法定実効税率と税効果会計適用後の
評価性引当額の増減	△3.4	法人税等の負担率との間の差異が法
持分法投資利益	△4.6	定実効税率の100分の5以下である
のれん償却費	2.4	ため注記を省略しております。
その他	1.0	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.5	

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び当社グループ所有不動産の建設リサイクル費用であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を見積り、対応する国債の利回りで割り引いて、資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
期首残高	1,054,363千円	994,306千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	63,283	68,342
時の経過による調整額	9,843	10,213
資産除去債務の履行による減少額	△13,525	△25,712
連結の範囲の変更に伴う減少額	△119,657	—
期末残高	994,306	1,047,151

(賃貸等不動産関係)

当社の一部子会社は、広島県、愛媛県及びその他の地域において、賃貸商業設備及び賃貸用オフィスビル（土地を含む。）を有しております。

平成29年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は383,856千円（主な賃貸収益は売上高に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

平成30年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は303,990千円（主な賃貸収益は売上高に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	3,923,135	3,822,696
	期中増減額	△100,439	1,333,860
	期末残高	3,822,696	5,156,557
期末時価		8,760,516	10,149,306

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は、資本的支出によるもの(23,452千円)であり、主な減少額は、減価償却によるもの(△123,891千円)であります。当連結会計年度の主な増加額は、自社使用からの用途変更によるもの(1,010,526千円)であり、主な減少額は、減価償却によるもの(△184,322千円)であります。
- 3 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは主たる取扱商品を基礎に「ジュエリー事業」、「アパレル事業」の2事業を報告セグメントとしております。

①ジュエリー事業

(株)エフ・ディ・シィ・プロダクツ及びその子会社が、主にジュエリーやバッグを中心とした商品群において、企画・製造・販売の一貫したブランドビジネスを展開しております。その主なブランドは「4℃」、「canal 4℃」、「EAU DOUCE 4℃」、「Luria 4℃」等であります。

②アパレル事業

(株)アスティ及びその子会社が、アパレルやバッグを核に、中国やベトナム、バングラデシュ等の海外生産拠点を強みに企画提案力のあるメーカー機能やアパレル機能を有し、大手アパレル、専門店及びGMSを主たるマーケットに事業展開しております。また、(株)アージュが、婦人服、服飾雑貨及び実用衣料品を中心とするリテール事業を主として西日本で展開しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	ジュエリー事業	アパレル事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	33,166,923	16,630,542	49,797,466	—	49,797,466
セグメント間の 内部売上高又は振替高	26,920	988,597	1,015,517	△1,015,517	—
計	33,193,844	17,619,140	50,812,984	△1,015,517	49,797,466
セグメント利益	5,980,208	494,438	6,474,647	55,155	6,529,802
セグメント資産	32,336,203	22,936,863	55,273,066	7,147,812	62,420,878
その他の項目					
減価償却費	797,879	369,613	1,167,492	17,805	1,185,298
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	749,823	202,481	952,304	—	952,304

(注) 1 (1) セグメント利益の調整額55,155千円には、のれん償却額△496,504千円、報告セグメントに帰属しない一般管理費△574,543千円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額7,147,812千円のうち、その主なものは、全社資産5,619,065千円及びのれんの未償却残高4,716,796千円であります。なお、主に余資運用資金（現金及び預金）等の資産であります。

(3) 減価償却費の調整額17,805千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	ジュエリー事業	アパレル事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	30,980,826	17,079,568	48,060,394	—	48,060,394
セグメント間の 内部売上高又は振替高	1,145	1,006,834	1,007,980	△1,007,980	—
計	30,981,972	18,086,403	49,068,375	△1,007,980	48,060,394
セグメント利益	5,469,632	566,996	6,036,629	65,984	6,102,613
セグメント資産	34,852,323	23,409,774	58,262,098	8,059,164	66,321,262
その他の項目					
減価償却費	737,324	358,710	1,096,035	20,036	1,116,072
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	473,665	728,265	1,201,930	28,129	1,230,060

- (注) 1 (1) セグメント利益の調整額65,984千円には、のれん償却額△496,504千円、報告セグメントに帰属しない一般管理費△465,745千円、セグメント間取引消去額1,030,848千円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額8,059,164千円は、セグメント間の相殺額△20,340,063千円、持分法適用の関連会社株式の調整額11,917,036千円、各報告セグメントに配分していない全社資産12,201,053千円及びのれんの未償却残高4,220,291千円であります。なお、全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（現金及び預金）等の資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額20,036千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額28,129千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高がないため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成29年 3月 1日 至 平成30年 2月28日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高がないため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	ジュエリー事業	アパレル事業	計		
減損損失	119,705	142,223	261,928	—	261,928

当連結会計年度（自 平成29年 3月 1日 至 平成30年 2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	ジュエリー事業	アパレル事業	計		
減損損失	142,623	17,789	160,412	—	160,412

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

報告セグメントに配分されたのれんの償却額及び未償却残高はありません。報告セグメントに配分されていないのれんの償却額は、496,504千円、未償却残高4,716,796千円であります。当該償却額及び未償却残高は、株式交換により生じたのれんに係るものであります。

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

報告セグメントに配分されたのれんの償却額及び未償却残高はありません。報告セグメントに配分されていないのれんの償却額は、496,504千円、未償却残高4,220,291千円であります。当該償却額及び未償却残高は、株式交換により生じたのれんに係るものであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	鈴木 秀典	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 0.1	—	ストック・オプションの権利行使	13,959	—	—
	岩森 真彦	—	—	当社取締役(監査等委員)	(被所有) 直接 0.0	—	ストック・オプションの権利行使	10,410	—	—

(注) 平成26年7月24日の取締役会の決議に基づいて付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	(株)フジ	愛媛県松山市	15,921,446	食料品・衣料品・日用雑貨等の販売	(所有) 直接 — 間接 22.6 (被所有) 直接 11.5 間接 0.9	店舗の賃貸	店舗用土地・建物の賃貸	587,808	—	—

(注) 1 記載金額には、消費税等が含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産等の賃貸については、連結子会社と関連しない他の当事者と同様の条件によっております。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	(株)フジ	愛媛県松山市	19,407,696	食料品・衣料品・日用雑貨等の販売	(所有) 直接 — 間接 20.9 (被所有) 直接 11.4 間接 0.9	店舗の賃貸	店舗用土地・建物の賃貸	535,004	—	—

(注) 1 取引金額には、消費税等が含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産等の賃貸については、連結子会社と関連しない他の当事者と同様の条件によっております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は㈱フジであり、その要約連結財務情報は以下のとおりであります。

	(千円)	
	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	24,807,476	24,736,158
固定資産合計	133,782,080	135,625,903
流動負債合計	44,637,656	39,094,051
固定負債合計	43,284,205	36,910,210
純資産合計	70,667,695	84,357,799
売上高	299,229,631	298,573,244
税金等調整前当期純利益	7,600,187	7,711,513
当期純利益	4,837,627	5,629,290

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
1株当たり純資産額	1,920.55円	2,077.02円
1株当たり当期純利益金額	193.38円	207.09円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	193.13円	206.80円

(注) 1 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	4,962,562	5,293,000
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	4,962,562	5,293,000
普通株式の期中平均株式数(株)	25,662,520	25,559,070
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	32,655	35,177
(うち新株予約権(株))	(32,655)	(35,177)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成27年7月6日 取締役会決議 第8回新株予約権 普通株式 102,000株	平成27年7月6日 取締役会決議 第8回新株予約権 普通株式 92,600株

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	49,074,456	53,399,509
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	114,815	100,066
(うち新株予約権(千円))	(114,815)	(100,066)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	48,959,640	53,299,442
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	25,492,557	25,661,509

3 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度153,096株、当連結会計年度117,073株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度134,200株、当連結会計年度100,600株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	199,671	114,551	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	378,940	277,470	0.26	平成32年6月30日
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	175,981	85,364	—	平成31年3月1日～ 平成34年5月31日
合計	754,592	477,385	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	—	—	—	—
リース債務	48,790	25,540	9,656	1,376
合計	48,790	25,540	9,656	1,376

(注) 長期借入金については、従持信託にかかるものであり当社株式の株価により返済額が変動いたしますので、返済予定額には含めておりません。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	847,443	77,054	25,712	898,786
建設リサイクル費用	146,862	1,502	—	148,364
合計	994,306	78,556	25,712	1,047,151

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	11,341,837	22,427,504	33,834,617	48,060,394
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (千円)	1,707,772	3,027,937	4,599,452	7,605,971
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (千円)	1,188,188	2,164,853	3,332,390	5,293,000
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	46.59	84.86	130.53	207.09

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	46.59	38.27	45.66	76.44

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年 2 月28 日)	当事業年度 (平成30年 2 月28 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,651,584	1,728,971
有価証券	3,200,000	3,950,000
繰延税金資産	108,110	97,397
関係会社短期貸付金	326,167	409,880
未収入金	※1 336,621	※1 326,488
その他	※1 10,688	※1 11,599
流動資産合計	5,633,172	6,524,337
固定資産		
有形固定資産		
建物	394	328
工具、器具及び備品	97	258
リース資産	14,567	11,006
有形固定資産合計	15,059	11,593
無形固定資産		
ソフトウェア	—	2,012
リース資産	29,484	37,191
無形固定資産合計	29,484	39,203
投資その他の資産		
投資有価証券	3,407,536	5,234,836
関係会社株式	27,412,458	27,412,458
関係会社長期貸付金	157,416	150,332
従業員に対する長期貸付金	336	153
繰延税金資産	168,277	71,823
その他	94,327	89,092
貸倒引当金	△157,416	△150,332
投資その他の資産合計	31,082,934	32,808,364
固定資産合計	31,127,478	32,859,160
資産合計	36,760,650	39,383,498

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年 2月28日)	当事業年度 (平成30年 2月28日)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	17,516,296	19,540,997
リース債務	18,623	15,985
未払金	※1 17,493	※1 18,240
未払費用	※1 5,925	※1 6,176
未払法人税等	5,802	46,262
賞与引当金	6,400	7,000
役員賞与引当金	19,050	1,100
その他	9,226	9,955
流動負債合計	17,598,817	19,645,718
固定負債		
長期借入金	378,940	277,470
リース債務	28,823	36,136
退職給付引当金	3,602	3,206
役員退職慰労引当金	116,000	123,600
その他	73,600	73,600
固定負債合計	600,965	514,012
負債合計	18,199,782	20,159,730
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,486,520	2,486,520
資本剰余金		
資本準備金	14,838,777	14,838,777
その他資本剰余金	39,120	75,401
資本剰余金合計	14,877,897	14,914,178
利益剰余金		
利益準備金	417,300	417,300
その他利益剰余金		
別途積立金	6,794,500	6,794,500
繰越利益剰余金	190,660	563,478
利益剰余金合計	7,402,460	7,775,278
自己株式	△6,322,427	△6,072,818
株主資本合計	18,444,451	19,103,159
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,600	20,542
評価・換算差額等合計	1,600	20,542
新株予約権	114,815	100,066
純資産合計	18,560,868	19,223,767
負債純資産合計	36,760,650	39,383,498

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
営業収益	※1 2,272,534	※1 2,517,566
営業総利益	2,272,534	2,517,566
販売費及び一般管理費	※1, ※2 521,463	※1, ※2 449,042
営業利益	1,751,071	2,068,524
営業外収益		
受取利息	※1 16,910	※1 24,668
受取配当金	126	154
貸倒引当金戻入額	—	7,084
その他	3,042	3,974
営業外収益合計	20,079	35,880
営業外費用		
支払利息	※1 23,748	※1 26,917
貸倒引当金繰入額	157,416	—
自己株式取得費用	833	—
為替差損	1,680	7,084
営業外費用合計	183,677	34,001
経常利益	1,587,473	2,070,403
特別損失		
関係会社株式売却損	462,791	—
関係会社出資金評価損	15,833	—
特別損失合計	478,625	—
税引前当期純利益	1,108,848	2,070,403
法人税、住民税及び事業税	1,209	82,164
法人税等調整額	△225,737	98,807
法人税等合計	△224,527	180,972
当期純利益	1,333,375	1,889,431

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,486,520	14,838,777	39,906	14,878,683	417,300	6,794,500	51,363	7,263,163
当期変動額								
剰余金の配当							△1,194,078	△1,194,078
当期純利益							1,333,375	1,333,375
自己株式の取得								
自己株式の処分			△785	△785				
自己株式の 従持信託からの売却								
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	△785	△785	—	—	139,297	139,297
当期末残高	2,486,520	14,838,777	39,120	14,877,897	417,300	6,794,500	190,660	7,402,460

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式			株主資本 合計	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計		
	自己株式	自己株式 (従持信託 所有分)	自己株式 合計					
当期首残高	△5, 101, 493	△478, 595	△5, 580, 089	19, 048, 277	△39	△39	69, 097	19, 117, 336
当期変動額								
剰余金の配当				△1, 194, 078				△1, 194, 078
当期純利益				1, 333, 375				1, 333, 375
自己株式の取得	△865, 887		△865, 887	△865, 887				△865, 887
自己株式の処分	15, 354		15, 354	14, 569				14, 569
自己株式の 従持信託からの売却		108, 194	108, 194	108, 194				108, 194
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					1, 639	1, 639	45, 718	47, 358
当期変動額合計	△850, 532	108, 194	△742, 337	△603, 826	1, 639	1, 639	45, 718	△556, 468
当期末残高	△5, 952, 026	△370, 400	△6, 322, 427	18, 444, 451	1, 600	1, 600	114, 815	18, 560, 868

当事業年度（自 平成29年 3 月 1 日 至 平成30年 2 月28日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,486,520	14,838,777	39,120	14,877,897	417,300	6,794,500	190,660	7,402,460
当期変動額								
剰余金の配当							△1,516,613	△1,516,613
当期純利益							1,889,431	1,889,431
自己株式の取得								
自己株式の処分			36,280	36,280				
自己株式の 従持信託からの売却								
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	36,280	36,280	—	—	372,818	372,818
当期末残高	2,486,520	14,838,777	75,401	14,914,178	417,300	6,794,500	563,478	7,775,278

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式			株主資本 合計	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計		
	自己株式	自己株式 (従持信託 所有分)	自己株式 合計					
当期首残高	△5,952,026	△370,400	△6,322,427	18,444,451	1,600	1,600	114,815	18,560,868
当期変動額								
剰余金の配当				△1,516,613				△1,516,613
当期純利益				1,889,431				1,889,431
自己株式の取得	△510		△510	△510				△510
自己株式の処分	157,381		157,381	193,661				193,661
自己株式の 従持信託からの売却		92,738	92,738	92,738				92,738
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					18,941	18,941	△14,749	4,192
当期変動額合計	156,870	92,738	249,608	658,707	18,941	18,941	△14,749	662,899
当期末残高	△5,795,156	△277,662	△6,072,818	19,103,159	20,542	20,542	100,066	19,223,767

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

関係会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（純額） 15年

工具、器具及び備品（純額） 5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額を基準として、当事業年度の負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度より適用しております。

(信託型従業員持株会インセンティブ・プランにおける自己株式の処分に関する会計処理方法について)

当社は、従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入し、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(追加情報)」ご参照ください。

(貸借対照表関係)

- ※ 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示されたものを除く。)
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
短期金銭債権	86,269千円	78,341千円
短期金銭債務	3,213	4,289

(損益計算書関係)

- ※ 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
営業取引による取引高		
営業収益	2,269,506千円	2,517,566千円
販売費及び一般管理費	23,909	43,347
営業取引以外の取引による取引高	25,957	28,997

- ※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
広告宣伝費	56,543千円	23,047千円
役員報酬	63,800	59,880
給料及び手当	58,955	59,702
賞与引当金繰入額	6,400	7,000
役員賞与引当金繰入額	19,050	—
役員退職慰労引当金繰入額	18,790	13,430
減価償却費	17,805	21,878
業務委託費	52,212	56,464
おおよその割合		
販売費	10.8%	5.1%
一般管理費	89.2	94.9

(有価証券関係)

関係会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の記載を行っておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)		
区分	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
関係会社株式	27,412,458	27,412,458

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,975千円	2,160千円
未払金	308	124
未払事業税	—	10,118
未払法定福利費	277	308
長期未払金	875	1,843
貸倒引当金	48,200	46,031
役員退職慰労引当金	35,532	37,846
退職給付引当金	1,104	985
関係会社株式	105,105	106,349
関係会社出資金評価損	52,885	52,885
税務上の繰越欠損金	243,694	126,641
その他	150	30
繰延税金資産小計	490,111	385,325
評価性引当額	△206,192	△205,266
繰延税金資産合計	283,919	180,059
繰延税金負債		
未収還付事業税	2,869	—
為替差益	3,955	1,772
その他有価証券評価差額金	706	9,065
繰延税金負債合計	7,531	10,838
繰延税金資産純額	276,387	169,220

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
法定実効税率	33.1%	30.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△35.8	△22.6
評価性引当額の増減	△22.0	△0.1
従持信託からの残余財産分配金の損金算入	—	△0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.8	—
役員賞与引当金	0.6	—
株式報酬費用	1.4	0.3
その他	0.2	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△20.3	8.7

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	394	—	—	65	328	694
	工具、器具及び備品	97	267	—	106	258	2,707
	リース資産	14,567	—	—	3,561	11,006	20,298
	計	15,059	267	—	3,733	11,593	23,700
無形固定資産	ソフトウェア	—	2,515	—	503	2,012	—
	リース資産	29,484	25,347	—	17,641	37,191	—
	計	29,484	27,862	—	18,144	39,203	—

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

リース資産 勤怠管理システム 25,347千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	157,416	—	7,084	150,332
賞与引当金	6,400	7,000	6,400	7,000
役員賞与引当金	19,050	1,100	19,050	1,100
役員退職慰労引当金	116,000	13,430	5,830	123,600

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで			
定時株主総会	5月中			
基準日	2月末日			
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日			
1単元の株式数	100株			
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) － 無料			
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告することができないときは、日本経済新聞に掲載するものとしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.yondoshi.co.jp			
株主に対する特典	2月末日現在の株主名簿に記載又は記録されていた100株以上ご所有の株主に対し、ご所有株主数に応じて、当社グループでご利用いただける株主ご優待券（券面額1,000円）、当社グループ商品、そしてCSR型の優待として日本水フォーラムへの寄付の3つの中から1つをお選びいただきます。			
	ご所有株式数	株主ご優待券	当社グループ商品	日本水フォーラムへの寄付
	100株以上	2,000円分のご優待券 (券面額1,000円×2枚)	2,000円相当の 当社グループ商品	1,000円の寄付
	500株以上	5,000円分のご優待券 (券面額1,000円×5枚)	5,000円相当の 当社グループ商品	3,000円の寄付
	1,000株以上	8,000円分のご優待券 (券面額1,000円×8枚)	8,000円相当の 当社グループ商品	5,000円の寄付
	3,000株以上	12,000円分のご優待券 (券面額1,000円×12枚)	12,000円相当の 当社グループ商品	8,000円の寄付
	5,000株以上	15,000円分のご優待券 (券面額1,000円×15枚)	15,000円相当の 当社グループ商品	10,000円の寄付

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第67期（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日） 平成29年5月19日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年5月19日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及びその確認書

第68期第1四半期（自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日） 平成29年7月14日関東財務局長に提出。

第68期第2四半期（自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日） 平成29年10月13日関東財務局長に提出。

第68期第3四半期（自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日） 平成30年1月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 平成29年5月19日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書 平成30年1月12日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 5 月16日

株式会社ヨンドシーホールディングス
取締役会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 白 井 正 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 古 谷 大 二 郎 ㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨンドシーホールディングスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨンドシーホールディングス及び連結子会社の平成30年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ヨンドシーホールディングスの平成30年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ヨンドシーホールディングスが平成30年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月16日

株式会社ヨンドシーホールディングス
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 白 井 正 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 古 谷 大 二 郎 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨンドシーホールディングスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨンドシーホールディングスの平成30年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年5月18日

【会社名】 株式会社ヨンドシーホールディングス

【英訳名】 YONDOSHI HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長・CEO 木村 祭 氏

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都品川区上大崎二丁目19番10号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長・CEO木村祭氏は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

なお、連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。また、持分法適用関連会社1社については、上場会社であることから、当該関連会社の財務報告に係る内部統制報告書（当該関連会社からの報告等を含む）を利用しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結売上高を指標に、当社及び連結子会社ごとの前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2／3に達している3社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関する勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成30年5月18日

【会社名】

株式会社ヨンドシーホールディングス

【英訳名】

YONDOSHI HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】

代表取締役会長・CEO 木村 祭 氏

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

東京都品川区上大崎二丁目19番10号

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長・ＣＥＯ木村祭氏は、当社の第68期(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。